

岩手県地域防災計画（本編）
新旧対照表
（案）

目 次

第 1 章 総則

第 3 節の 2 災害時における個人情報への取扱い	1
第 4 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	2
第 5 節 県土の概況	4

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 防災知識普及計画	6
第 3 節 防災訓練計画	7
第 4 節 気象業務整備計画	10
第 4 節の 2 通信確保計画	13
第 5 節 避難対策計画	14
第 6 節 要配慮者の安全確保計画	17
第 6 節の 2 食料・生活必需品等の備蓄計画	19
第 10 節 交通施設安全確保計画	20
第 11 節 ライフライン施設等安全確保計画	21
第 13 節 風水害予防計画	22
第 14 節 雪害予防計画	26
第 15 節 津波・高潮災害予防計画	28
第 16 節 土砂災害予防計画	29
第 18 節 林野火災予防計画	33
第 19 節 農業災害予防計画	34

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制計画	35
第 2 節 気象予報・警報等の伝達計画	37
第 3 節 通信情報計画	50
第 4 節 情報の収集・伝達計画	51
第 5 節 広聴広報計画	54
第 6 節 交通確保・輸送計画	55
第 9 節 水防活動計画	58
第 10 節 市町村等応援協力計画	59
第 11 節 自衛隊災害派遣要請計画	61
第 14 節 災害救助法の適用計画	62
第 15 節 避難・救出計画	63
第 16 節 医療・保健計画	68
第 17 節 食料、生活必需品等供給計画	69
第 20 節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	70
第 22 節 廃棄物処理・障害物除去計画	71
第 24 節 応急対策要員確保計画	72
第 27 節 公共土木施設・鉄道施設等応急活動計画	73
第 28 節 ライフライン施設応急対策計画	75
第 30 節 海上災害応急対策計画	77
第 31 節 林野火災応急対策計画	78
第 32 節 防災ヘリコプター等活動計画	79

第 4 章 災害復旧・復興計画

第 2 節 生活の安定確保計画	81
-----------------	----

頁	現 計 画	修 正 案
1-1-1	<p>第3節の2 災害時における個人情報の取扱い</p> <p>第1 県における取扱い</p> <p>1 県は、<u>個人情報</u>を県の事務又は事業(被災者支援を目的とする<u>者</u>に限る。)の用に供する場合、被災者の負担軽減を図るとともに、被災者の生活再建に資することができるよう、被災者個人の権利利益を損なわない限りにおいて、必要に応じ、その利用及び提供を図る。この場合において、当該利用及び提供に当たっては、<u>個人情報保護条例(平成13年岩手県条例第7号)</u>の定めるところにより、個人情報の適切な取扱いを確保する。</p> <p>2 県は、国、他の地方公共団体<u>及び</u>県内に所在する社会福祉協議会に対し、上記1に準じて、必要に応じ、個人情報の提供を図る。この場合において、県は、<u>提供先</u>に対し、提供に係る個人情報について<u>使用目的の制限その他の必要な制限を付するとともに、その適切な取扱いのために必要な措置を講じるよう</u>求める。</p> <p>3 <u>県における上記2に掲げる以外の法人その他の団体に対する個人情報の提供の取扱いは、別に定める基準等による。</u> <u>[被災者支援を目的とした個人情報の利用及び提供に係る事務の取扱い 資料編1-3の2-1]</u></p> <p>第2 市町村における取扱い</p> <p>市町村は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、それぞれが定める条例の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。</p>	<p>第3節の2 災害時における個人情報の取扱い</p> <p>第1 県における取扱い</p> <p>1 県は、<u>保有個人情報</u>を県の事務又は事業(被災者支援を目的とする<u>もの</u>に限る。)の用に供する場合、被災者の負担軽減を図るとともに、被災者の生活再建に資することができるよう、被災者個人の権利利益を損なわない限りにおいて、必要に応じ、その利用及び提供を図る。この場合において、当該利用及び提供に当たっては、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)</u>の定めるところにより、個人情報の適切な取扱いを確保する。</p> <p>2 県は、国、他の地方公共団体、<u>県内に所在する社会福祉協議会又は県における上記に掲げる以外の法人その他の団体等</u>に対し、上記1に準じて、必要に応じ、<u>保有個人情報の提供</u>を図る。この場合において、県は、<u>必要があると認めるときは、法第70条の定めるところにより、保有個人情報の提供を受ける者</u>に対し、提供に係る個人情報について、<u>その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の適切な管理は、法第69条第2項及び第3項の規定に基づき行うものとする。</u></p> <p>第2 市町村における取扱い</p> <p>市町村は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、<u>法及び</u>それぞれが定める条例の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																																
1-1-4	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 県、市町村</p> <table border="1" data-bbox="272 394 852 757"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(1) 県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 (2)～(10) [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="272 801 852 1664"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北財務局</td> <td>(1)、(2)、(3) [略] (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。 (5) [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="272 1756 852 2112"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	県	(1) 県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 (2)～(10) [略]	[略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北財務局	(1)、(2)、(3) [略] (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。 (5) [略]	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]	[略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ	[略]	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 県、市町村</p> <table border="1" data-bbox="884 394 1463 757"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(1) 県防災会議、災害対策本部、<u>災害特別警戒本部</u>、<u>現地災害対策本部</u>、<u>災害警戒本部</u>の設置、運営に関すること。 (2)～(10) [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="884 801 1463 1664"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北財務局</td> <td>(1)、(2)、(3) [略] (4) 公共土木施設、農林水産<u>業</u>施設等の災害査定の立会に関すること。 (5) [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="884 1756 1463 2112"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	県	(1) 県防災会議、災害対策本部、 <u>災害特別警戒本部</u> 、 <u>現地災害対策本部</u> 、 <u>災害警戒本部</u> の設置、運営に関すること。 (2)～(10) [略]	[略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北財務局	(1)、(2)、(3) [略] (4) 公共土木施設、農林水産 <u>業</u> 施設等の災害査定の立会に関すること。 (5) [略]	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]	[略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ	[略]
	機関名	業務の大綱																																																
	県	(1) 県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 (2)～(10) [略]																																																
	[略]	[略]																																																
	機関名	業務の大綱																																																
	[略]	[略]																																																
	東北財務局	(1)、(2)、(3) [略] (4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。 (5) [略]																																																
	[略]	[略]																																																
	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]																																																
	[略]	[略]																																																
	機関名	業務の大綱																																																
	[略]	[略]																																																
東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ	[略]																																																	
機関名	業務の大綱																																																	
県	(1) 県防災会議、災害対策本部、 <u>災害特別警戒本部</u> 、 <u>現地災害対策本部</u> 、 <u>災害警戒本部</u> の設置、運営に関すること。 (2)～(10) [略]																																																	
[略]	[略]																																																	
機関名	業務の大綱																																																	
[略]	[略]																																																	
東北財務局	(1)、(2)、(3) [略] (4) 公共土木施設、農林水産 <u>業</u> 施設等の災害査定の立会に関すること。 (5) [略]																																																	
[略]	[略]																																																	
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]																																																	
[略]	[略]																																																	
機関名	業務の大綱																																																	
[略]	[略]																																																	
東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ	[略]																																																	

	KDD I (株) ソフトバンク(株)		KDD I (株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	
	[略]	[略]	[略]	[略]
修正理由	<input type="radio"/> 防災会議条例改正に伴う修正 <input type="radio"/> 表記の適正化			

頁	現 計 画	修 正 案
1-1-12	<p style="text-align: center;">第5節 県土の概況</p> <p>1、2、3 [略]</p> <p>4 気候</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 気象災害 [略]</p> <p>ア 大雪</p> <p>県西部の山岳や山沿い地帯は降積雪が非常に多く、湯田で最深積雪368センチメートル、<u>沢内で340センチメートル</u>という観測結果がある。これらの大雪は主として北西季節風が奥羽山脈に吹きつけて降らせるもので、山頂から東に進むにつれて減少する。ところが北上山地の東側から沿岸地方にかけて最深積雪の大きい地域があり、150センチメートルを越す所もある。この地域の大雪は低気圧の通過時に降るもので、特に太平洋沿岸沿いに北上してくる低気圧の場合比較的短時間の間に強く降るのが特徴で、一夜にして50センチメートル～100センチメートルも降らせることがあり、しかも重たいしめり雪となるので被害も増大する。初冬にも沿岸地方主体にこのような大雪の降ることはあるが数は少なく、早春期が大部分で、しかも暴風による高波被害が重なることが多く被害を増大させる。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 梅雨期の大雨</p> <p>梅雨型気圧配置の際、オホーツク海から三陸沖に広がる北方高気圧から親潮寒流上を冷湿な山背風となって吹走してくることが多いが、最近はこの型とは多少趣を異にし、沿海州方面から大陸寒気流が北西風に乗って降りてくるケースも多くなっている。いずれにしても、梅雨前線が本州南岸沿いに形成され、梅雨の初期には雨の降り方も地雨式のしとしとした降り方が多いが、末期には低気圧の進路が一層岩手県に接近するのでかなり強く降るようになる。ことに梅雨の終り頃(7月中旬～下旬始め)梅雨前線が北上し、低気圧が通過する際は、雷雨を伴いいわゆる梅雨末期の大雨を降らせることが多い。大雨の中心域は日本海側にあることが多く、岩手県では西部山沿い地帯を中心と</p>	<p style="text-align: center;">第5節 県土の概況</p> <p>1、2、3 [略]</p> <p>4 気候</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 気象災害 [略]</p> <p>ア 大雪</p> <p>県西部の山岳や山沿い地帯は降積雪が非常に多く、湯田<u>気象通報所</u>で最深積雪368センチメートル(1974年1月27日)という観測結果がある。これらの大雪は主として北西季節風が奥羽山脈に吹きつけて降らせるもので、山頂から東に進むにつれて減少する。ところが北上山地の東側から沿岸地方にかけて最深積雪の大きい地域があり、150センチメートルを越す所もある。この地域の大雪は低気圧の通過時に降るもので、特に太平洋沿岸沿いに北上してくる低気圧の場合比較的短時間の間に強く降るのが特徴で、一夜にして50センチメートル～100センチメートルも降らせることがあり、しかも重たいしめり雪となるので被害も増大する。初冬にも沿岸地方主体にこのような大雪の降ることはあるが数は少なく、早春期が大部分で、しかも暴風による高波被害が重なることが多く被害を増大させる。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 梅雨期の大雨</p> <p>梅雨型気圧配置の際、オホーツク海から三陸沖に広がる北方高気圧から親潮寒流上を冷湿な山背風となって吹走してくることが多いが、最近はこの型とは多少趣を異にし、沿海州方面から大陸寒気流が北西風に乗って降りてくるケースも多くなっている。いずれにしても、梅雨前線が本州南岸沿いに形成され、梅雨の初期には雨の降り方も地雨式のしとしとした降り方が多いが、末期には低気圧の進路が一層岩手県に接近するのでかなり強く降るようになる。ことに梅雨の終り頃(7月中旬～下旬)梅雨前線が北上し、低気圧が通過する際は、雷雨を伴いいわゆる梅雨末期の大雨を降らせることが多い。大雨の中心域は日本海側にあることが多く、岩手県では西部山沿い地帯を中心として</p>

	<p>して降り、沿岸部では雨量は比較的少ないのが通例である。梅雨期の大雨記録としては、平成12年7月8日宮古の319mmが極値になっている。</p>	<p>降り、沿岸部では雨量は比較的少ないのが通例である。梅雨期の大雨記録としては、平成12年7月8日宮古の319mmが極値になっている。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 表記の適正化 ○ 現状に合わせた修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-3	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1、2、3 [略]</p> <p>第4 児童、生徒等に対する教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] 	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1、2、3 [略]</p> <p>第4 児童、生徒等に対する教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ <u>県及び市町村は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</u>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-7	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的を実施する。県は、<u>毎年、9月1日を中心とする防災週間中に、県内の各市と共催により、総合防災訓練を実施する。</u></p> <p>[総合防災訓練年次別実施状況 資料編 2-3-1]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ア <u>通信情報連絡訓練</u></p> <p>イ <u>職員非常招集訓練</u></p> <p>ウ <u>自衛隊災害派遣要請訓練</u></p> <p>エ 避難訓練</p> <p>オ <u>消防訓練</u></p> <p>カ <u>津波訓練</u></p> <p>キ <u>水防訓練</u></p> <p>ク <u>救出・救助訓練</u></p> <p>ケ <u>医療救護訓練</u></p> <p>コ <u>施設復旧訓練</u></p> <p>サ <u>交通規制訓練</u></p> </div> <p>2 実施に当たって留意すべき事項</p> <p>県及び市町村は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>ア <u>主要防災関係機関の参加</u></p> <p><u>防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施すること。</u></p> <p><u>特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て、自衛隊災害派</u></p>	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的を実施する。県は、<u>9月1日「防災の日」を含む1週間（防災週間）を原則とし、11月5日「津波防災の日」や冬季等市町村の要望や想定上の特性を踏まえた時期に、県内の各市と共催により、総合防災訓練を実施する。</u></p> <p>[総合防災訓練年次別実施状況 資料編 2-3-1]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>地震、津波、風水害、火山噴火等の想定に基づき実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ア <u>災害対策本部設置・運営訓練</u></p> <p>イ <u>通信情報連絡訓練</u></p> <p>ウ <u>職員非常招集訓練</u></p> <p>エ 避難訓練</p> <p>オ <u>避難所開設・運営訓練</u></p> <p>カ <u>救出・救助訓練</u></p> <p>キ <u>医療救護訓練</u></p> <p>ク <u>消防訓練</u></p> <p>ケ <u>水防訓練</u></p> <p>コ <u>自衛隊災害派遣要請訓練</u></p> <p>サ <u>要配慮者を対象とした訓練</u></p> <p>シ <u>遺体対応訓練</u></p> <p>ス <u>多言語対応訓練</u></p> <p>セ <u>施設復旧訓練</u></p> <p>ソ <u>交通規制訓練</u></p> </div> <p>2 実施に当たって留意すべき事項</p> <p>県及び市町村は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>ア <u>地域の実情を踏まえた災害想定</u></p> <p><u>訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実地的な災害想定を行う。</u></p>

遣要請訓練及び災害派遣時に行う救援活動に係る各種の訓練を実施する。

イ 地域住民等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。

ウ 広域的な訓練の実施

広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣県や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。

エ 教育機関等における訓練の実施

児童・生徒に対する防災教育の観点から、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得て各種の訓練を実施する。

オ 要配慮者を対象とした訓練の実施

医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を、地域の自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。

カ 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実際の災害想定を行う。

キ 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が合同しての訓練、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

ク 訓練災害対策本部の設置

県及び市町村に訓練災害対策本部を設置し、当該本部が中心となって通信情報連絡訓練、職員非常招集訓練等を実施する。

ケ 所有資機材等の活用

訓練の実施に当たっては、自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用する。

イ 広域的な訓練の実施

広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣県や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。

ウ 地域住民、教育機関等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。

また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得る。

エ 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施すること。

オ 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用し合同、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

修正理由	<input type="radio"/> 防災基本計画の修正に伴う修正 <input type="radio"/> 所要の修正
------	---

頁	現 計 画	修 正 案																		
1-2-9	第4節 気象業務整備計画 第1 [略] 第2 観測体制の整備等 1 [略] 2 情報処理・通信システムの整備・充実 ○ [略] (1)、(2) [略] (3) 地域気象観測システム (アメダス)	第4節 気象業務整備計画 第1 [略] 第2 観測体制の整備等 1 [略] 2 情報処理・通信システムの整備・充実 ○ [略] (1)、(2) [略] (3) 地域気象観測システム (アメダス)																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設名</th> <th style="width: 10%;">箇所数</th> <th style="width: 70%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地域気象観測所</td> <td style="text-align: center;">36</td> <td> (1) 降水量、気温、日照 (33箇所に限る。)、風 (風向、風速) を観測。うち、15箇所は積雪も観測。 (2) 箇所数には、気象官署 1、特別地域気象観測所 2、航空気象観測所 1、<u>臨時地域気象観測所 2</u> を含む。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域雨量観測所</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td> (1) 降水量を観測。うち、1箇所は積雪も観測。 (2) 箇所数には、<u>臨時地域雨量観測所 1</u> を含む。 </td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	備考	地域気象観測所	36	(1) 降水量、気温、日照 (33箇所に限る。)、風 (風向、風速) を観測。うち、15箇所は積雪も観測。 (2) 箇所数には、気象官署 1、特別地域気象観測所 2、航空気象観測所 1、 <u>臨時地域気象観測所 2</u> を含む。	地域雨量観測所	14	(1) 降水量を観測。うち、1箇所は積雪も観測。 (2) 箇所数には、 <u>臨時地域雨量観測所 1</u> を含む。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設名</th> <th style="width: 10%;">箇所数</th> <th style="width: 70%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地域気象観測所</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td> (1) 降水量、気温、日照 (33箇所に限る。<u>うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値。</u>)、風 (風向、風速) を観測。 うち、15箇所は積雪も、<u>9箇所は湿度も</u>観測。 (2) 箇所数には、気象官署 1、特別地域気象観測所 2、航空気象観測所 1 を含む。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域雨量観測所</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td> 降水量を観測。うち、1箇所は積雪も観測。 </td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	備考	地域気象観測所	34	(1) 降水量、気温、日照 (33箇所に限る。 <u>うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値。</u>)、風 (風向、風速) を観測。 うち、15箇所は積雪も、 <u>9箇所は湿度も</u> 観測。 (2) 箇所数には、気象官署 1、特別地域気象観測所 2、航空気象観測所 1 を含む。	地域雨量観測所	13	降水量を観測。うち、1箇所は積雪も観測。
	施設名	箇所数	備考																	
	地域気象観測所	36	(1) 降水量、気温、日照 (33箇所に限る。)、風 (風向、風速) を観測。うち、15箇所は積雪も観測。 (2) 箇所数には、気象官署 1、特別地域気象観測所 2、航空気象観測所 1、 <u>臨時地域気象観測所 2</u> を含む。																	
	地域雨量観測所	14	(1) 降水量を観測。うち、1箇所は積雪も観測。 (2) 箇所数には、 <u>臨時地域雨量観測所 1</u> を含む。																	
施設名	箇所数	備考																		
地域気象観測所	34	(1) 降水量、気温、日照 (33箇所に限る。 <u>うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値。</u>)、風 (風向、風速) を観測。 うち、15箇所は積雪も、 <u>9箇所は湿度も</u> 観測。 (2) 箇所数には、気象官署 1、特別地域気象観測所 2、航空気象観測所 1 を含む。																		
地域雨量観測所	13	降水量を観測。うち、1箇所は積雪も観測。																		
(4) 地震・津波観測施設 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設名</th> <th style="width: 10%;">箇所数</th> <th style="width: 70%;">設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">震度観測点</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td> 気象官署 1、多機能型地震計設置場所 (一関舞川を除く 7 箇所)、宮古市鉾ヶ崎、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大 </td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	設置場所	[略]	[略]	[略]	震度観測点	20	気象官署 1、多機能型地震計設置場所 (一関舞川を除く 7 箇所)、宮古市 鉾ヶ崎 、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大	(4) 地震・津波観測施設 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設名</th> <th style="width: 10%;">箇所数</th> <th style="width: 70%;">設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">震度観測点</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td> 気象官署 1、多機能型地震計設置場所 (一関舞川を除く 7 箇所)、宮古市鉾ヶ崎、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢大鐘町、釜石市只越町、大 </td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	設置場所	[略]	[略]	[略]	震度観測点	20	気象官署 1、多機能型地震計設置場所 (一関舞川を除く 7 箇所)、宮古市 鉾ヶ崎 、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢大鐘町、釜石市只越町、大	
施設名	箇所数	設置場所																		
[略]	[略]	[略]																		
震度観測点	20	気象官署 1、多機能型地震計設置場所 (一関舞川を除く 7 箇所)、宮古市 鉾ヶ崎 、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大																		
施設名	箇所数	設置場所																		
[略]	[略]	[略]																		
震度観測点	20	気象官署 1、多機能型地震計設置場所 (一関舞川を除く 7 箇所)、宮古市 鉾ヶ崎 、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢大鐘町、釜石市只越町、大																		

		大船渡市大船渡町、岩手洋野町種市、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町
[略]	[略]	[略]

(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)

施設等名		箇所数	設置機関
[略]	[略]	[略]	[略]
震度情報ネットワークシステム	計測震度計	58	岩手県(箇所数のうち、9は防災科学研究所から、10は気象庁からの分岐)
験潮所		1	第二管区海上保安本部、国土交通省港湾局

(5)、(6) [略]

第3 情報の提供

○ 気象庁は、防災関係機関が迅速に防災活動を実施できるよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。

通信施設	伝達先
[略]	[略]
防災情報提供システム	岩手県(防災課)、八戸海上保安部(警備救難課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(調査第一課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(放送部)、IBC岩手放送(報道部)、テレビ岩手(アナウンス部)、岩手めんこいテレ

		船渡市大船渡町、岩手洋野町種市、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町
[略]	[略]	[略]

(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)

施設等名		箇所数	設置機関
[略]	[略]	[略]	[略]
震度情報ネットワークシステム	計測震度計	58	岩手県(箇所数のうち、9は防災科学研究所から、9は気象庁からの分岐)
験潮所		2	第二管区海上保安本部、国土交通省港湾局

(5)、(6) [略]

第3 情報の提供

○ 気象庁は、防災関係機関が迅速に防災活動を実施できるよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。

通信施設	伝達先
[略]	[略]
気象情報伝送処理システム(専用回線)	岩手県(防災課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(調査第一課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(放送部)
防災情報提供システム(インターネット)	岩手県(防災課)、八戸海上保安部(警備救難課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(調査第一課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(放送部)、IBC岩手放送(報道部)、テレビ岩手(アナウンス部)、岩手朝日テレビ

		<p>ビ(報道部)、岩手朝日テレビ(報道制作部)、エフエム岩手(放送部)、岩手日報社(報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社(輸送課)、陸上自衛隊岩手駐屯地(東北方面特科連隊第2科)</p>		<p>(報道制作部)、エフエム岩手(放送部)、岩手日報社(報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社(輸送課)、陸上自衛隊岩手駐屯地(東北方面特科連隊第2科)</p>
	[略]	[略]		[略]
修正理由	<input type="radio"/> 表記の適正化 <input type="radio"/> 現状に合わせた修正			

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-13	<p style="text-align: center;">第4節の2 通信確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 通信施設・設備の整備等</p> <p>1、2、3 [略]</p> <p>4 その他の通信施設の整備</p> <p>○ 防災関係機関は、気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第4節の2 通信確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 通信施設・設備の整備等</p> <p>1、2、3 [略]</p> <p>4 その他の通信施設の整備</p> <p>○ 防災関係機関は、気象予報・警報等の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。</p>
修正理由	○ 表記の適正化	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-19	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省、気象庁及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。</p> <p>○ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 広域避難及び広域一時滞在</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>○ 県は、広域避難等の受入れが円滑に実施</p>	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省、気象庁及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援等実施者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。</p> <p>○ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 広域避難及び広域一時滞在</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>○ 県は、広域避難等の受入れが円滑に実施</p>

できるよう、連絡・調整窓口配慮の明確化を図るとともに、他の都道府県の協議窓口や県内の受入れ可能な施設をあらかじめ把握するなど、具体的な手続き等を定めたマニュアル等を整備する。

〔県本部の担当〕

部	課等	出先機関	担当業務
復興防災部	防災課	広域振興局 経営企画部 等	1 他都道府県の協議窓口の把握 2 県内の受入可能な避難所の事前把握
	復興くらし再建課	広域振興局 保健福祉環境部等	県内広域避難又は県内広域一時滞在等に係る連絡・調整等
[略]	[略]	[略]	[略]

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

- [略]
- [略]

避難場所	ア [略] イ 崖崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。 ウ、エ、オ、カ [略]
[略]	[略]

〔新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン 資料編5-5-13〕

- [略]

できるよう、連絡・調整窓口配慮の明確化を図るとともに、他の都道府県の協議窓口や県内の受入れ可能な施設をあらかじめ把握するなど、具体的な手続き等を定めたマニュアル等を整備する。

〔県本部の担当〕

部	課等	出先機関	担当業務
復興防災部	防災課	広域振興局 経営企画部 等	1 他都道府県の協議窓口の把握 2 県内の受入可能な避難所の事前把握
		二	県内広域避難又は県内広域一時滞在等に係る連絡・調整等
[略]	[略]	[略]	[略]

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

- [略]
- [略]

避難場所	ア [略] イ <u>がけ</u> 崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。 ウ、エ、オ、カ [略]
[略]	[略]

〔新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン 資料編5-5-13〕

- [略]

	<ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u>
<p>修正理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災基本計画の修正に伴う修正 ○ 表記の適正化 	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-27	<p style="text-align: center;">第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県は、市町村その他の防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。</p> <p>特に、市町村に対しては、「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」を参考にした<u>避難行動要支援者の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援</u>を行うとともに、その進捗状況等を確認する。</p> <p>2 市町村は、<u>避難指示等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等</u>を策定するとともに、<u>実際に避難訓練等を行うなど</u>、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</p> <p>○ 市町村は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。</p> <p>[略]</p> <p>2 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>○ 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市町村は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県は、市町村その他の防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。</p> <p>特に、市町村に対しては、「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」(令和3年5月改訂)を参考にした<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を進め、それらを活用して災害時における避難支援を円滑に実施できる体制づくりの支援</u>を行うとともに、その進捗状況等を確認する。</p> <p>2 市町村は、<u>要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど</u>、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</p> <p>○ 市町村は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援等<u>関係者</u>を定める等、避難支援プランを策定する。</p> <p>[略]</p> <p>2 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>○ 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市町村は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援等<u>関係者</u>までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。</p> <p>○ [略]</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 市町村は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難勧告等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。 3、4、5、6 [略] 7 外国人の安全確保対策について (1)、(2)、(3) [略] (4) 情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県及び市町村は、災害時に避難所等において、災害時多言語支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 市町村は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。 3、4、5、6 [略] 7 外国人の安全確保対策について (1)、(2)、(3) [略] (4) 情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県及び市町村は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 表記の適正化 ○ 所要の修正 	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-30	<p style="text-align: center;">第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 県及び市町村の役割</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市町村の役割</p> <p>○ 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、性別、性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、<u>外国人</u>、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮する。</p> <p>[略]</p> <p>第4 県民及び事業所の役割</p> <p>1 県民の役割</p> <p>○ 各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>家庭における備蓄品の例</p> <p>飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯・ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油ストーブ等</p> </div>	<p style="text-align: center;">第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 県及び市町村の役割</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市町村の役割</p> <p>○ 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、性別、性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、<u>宗教上等の理由により食事制限のある者</u>、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮する。</p> <p>[略]</p> <p>第4 県民及び事業所の役割</p> <p>1 県民の役割</p> <p>○ 各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>家庭における備蓄品の例</p> <p>飲料水、食料（<u>アレルギー対応含む</u>）、ラジオ、懐中電灯・ローソク、<u>予備電池</u>、医薬品、携帯トイレ、<u>下着・衣類</u>、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品、カセットコンロ、石油ストーブ等</p> </div>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-41	<p style="text-align: center;">第10節 交通施設安全確保計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 鉄道施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災業務施設・設備の整備</p> <p>○ 気象予報・警報の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。</p> <p>○ [略]</p> <p>第4 [略]</p> <p>第5 空港施設</p> <p>○ 「<u>飛行場</u>における消火救難体制の整備基準」(平成17年9月7日付国空管第84号)により、花巻空港内における消防力を整備する。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 交通施設安全確保計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 鉄道施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災業務施設・設備の整備</p> <p>○ 気象予報・警報等の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。</p> <p>○ [略]</p> <p>第4 [略]</p> <p>第5 空港施設</p> <p>○ 「<u>空港等</u>における消火救難体制の整備基準」(平成17年9月7日付国空管第84号)により、花巻空港内における消防力を整備する。</p>
修正理由	<p>○ 所要の修正</p> <p>○ 表記の適正化</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-46	<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1、2、3、4 [略]</p> <p>第5 通信施設</p> <p>1 電気通信設備</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 災害対策用機器及び車両の配備</p> <p>○ 保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 孤立防止用衛星通信方式 (ku-1ch)</p> <p>イ 可搬型衛星地球局</p> <p>ウ 可搬型無線機</p> <p>エ 移動基地局及び臨時基地局</p> <p>オ 移動電源車及び可搬型発電機</p> <p>カ 応急ケーブル</p> <p>キ 電気通信設備等の防災用機材 (消火器、土のう等)</p> </div>	<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1、2、3、4 [略]</p> <p>第5 通信施設</p> <p>1 電気通信設備</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 災害対策用機器及び車両の配備</p> <p>○ 保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 非常用衛星通信装置</p> <p>イ 可搬型衛星地球局</p> <p>ウ 可搬型無線機</p> <p>エ 移動基地局及び臨時基地局</p> <p>オ 移動電源車及び可搬型発電機</p> <p>カ 応急ケーブル</p> <p>キ 電気通信設備等の防災用機材 (消火器、土のう等)</p> </div>
修正理由	○ 現状に合わせた修正	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-2-51</p> <p>1-2-52</p>	<p style="text-align: center;">第13節 風水害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 風水害に強いまちづくり</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</u></p> <p>第3 河川改修事業</p> <p>○ 河川数は、一級河川、二級河川を合わせて<u>314</u>河川、指定延長は<u>3,120</u>キロメートルに及んでおり、土地利用の高度化とともに、防災上の要請から、河川改修は急務となっている。</p> <p style="text-align: center;">〔河川改修の状況 資料編2-13-1〕</p> <p>○ [略]</p> <p>第4 ダム建設事業</p> <p>○ 直轄ダム建設事業は、田瀬、湯田、四十四田、御所及び胆沢の5ダムが完成しており、現在、北上川における洪水調節機能の強化が図られている。</p> <p>○ 県営ダムの建設事業は、<u>9</u>ダムが完成し、<u>現在、治水対策の強化を図るため築川ダムの建設を進めている。</u></p> <p>[略]</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 農地防災事業</p> <p>○ 防災ダム事業については、調節効果の大きいダムから着工し、これまで7地区15ダムが完成している。<u>現在震災対策として1地区実施中である。</u></p> <p>第7 障害防止対策事業</p> <p>○ 障害防止対策事業については、緊急度及び効果の大きいものを優先実施するとともに、年間施行量の増大を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第13節 風水害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 風水害に強いまちづくり</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>第3 河川改修事業</p> <p>○ 河川数は、一級河川、二級河川を合わせて<u>315</u>河川、指定延長は<u>3,123</u>キロメートルに及んでおり、土地利用の高度化とともに、防災上の要請から、河川改修は急務となっている。</p> <p style="text-align: center;">〔河川改修の状況 資料編2-13-1〕</p> <p>○ [略]</p> <p>第4 ダム建設事業</p> <p>○ 直轄ダム建設事業は、田瀬、湯田、四十四田、御所及び胆沢の5ダムが完成しており、現在、北上川における洪水調節機能の強化が図られているが、<u>近年の降雨の激甚化、頻発化に対応するため四十四田ダムの嵩上げ及び御所ダムの操作規則変更による治水機能の増強を行う北上川上流ダム再生事業に着手している。</u></p> <p>○ 県営ダムの建設事業は、<u>10</u>ダムが完成している。</p> <p>[略]</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 農地防災事業</p> <p>○ 防災ダム事業については、調節効果の大きいダムから着工し、これまで7地区15ダムが完成している。</p> <p>第7 障害防止対策事業</p> <p>○ 障害防止対策事業については、緊急度及び効果の大きいものを優先実施するとともに、年間施行量の増大を図る。</p>

事業名	施行箇所	施行年度	資料編
障害防止 対策事業	滝沢村外	昭 45～平 21	2-13-8

1-2-53

第8 治山事業

- 本県における治山事業の対象地は、広大な林野の各所に散在しているため、比較的小規模な施設を各所に多数配置し、その濃密化により漸次効果を高めていく。
- 山地災害の多発化・激甚化傾向に対処するため、既存荒廃地への復旧治山、荒廃危険地への予防治山等の山地治山を強化し、山地災害の未然防止をはかる。特に集落の地域的な保全強化を目的とした防災対策総合治山事業を積極的に推進する。
- 県及び市町村は、流木災害の発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

事業名	施行箇所	施行年度	資料編
山地治山 事業	県内一円	平 23～平 26	2-13-9 2-13-10
		〃	〃
保安林整 備事業	〃	〃	

第9、10 [略]

第11 浸水想定区域の公表及び周知

- [略]

[障害防止対策事業調 資料編2-13-8]

第8 治山事業

- 山地災害の多発化・激甚化傾向に対処するため、既存荒廃地への復旧治山、荒廃危険地への予防治山等の治山対策を実施し、山地災害の未然防止を図る。特に集落の地域的な保全強化を目的とした防災対策総合治山事業を積極的に推進する。
- 本県における治山事業の対象地は、広大な林野の各所に散在しているため、比較的小規模な施設を各所に多数配置し、その濃密化により漸次効果を高めていく。
- 東日本大震災津波で被災した海岸防災林については、既に植栽による復旧が完了したところであるが、これらが成長し期待される防災機能を発揮するまでの間、適切に保育管理を実施する。
- 県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策に加え、市町村における避難体制の整備に資する山地災害危険地区に関する地図情報等の提供や市町村との連携・協力による監視体制及び連絡体制の強化等ソフト対策の一体的な実施による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。
特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

事業名	施行箇所	施行年度	資料編
山地治山 事業	県内一円	昭 11～継 続	2-13-9 2-13-10
		昭 27～継 続	
保安林整 備事業	〃	昭 27～継 続	

第9、10 [略]

第11 浸水想定区域の公表及び周知

- [略]

- [略]
- [略]
- [略]
- [略]
- [略]
- [略]

○ 市町村は、市町村地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

[略]

第12 [略]

第13 関係者間の密接な連携体制の構築

○ 水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築するものとする。

- [略]
- [略]
- [略]
- [略]
- [略]
- [略]

○ 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

[略]

第12 [略]

第13 関係者間の密接な連携体制の構築

○ 水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

○ 県及び市町村は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

○ 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組

		<u>を推進するものとする。</u>
修正理由	<input type="radio"/> 防災基本計画の修正に伴う修正 <input type="radio"/> 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																								
1-2-56	<p style="text-align: center;">第14節 雪害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 雪崩防止対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 雪崩防止対策事業</p> <p>○ 雪崩災害を未然に防止するため、雪崩防止柵等の整備を進める。</p> <table border="1" data-bbox="272 528 852 1162"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>路線名</th> <th>事業概要</th> <th>施行年度</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雪崩防止事業</td> <td>一般国道 107号外 15路線</td> <td>雪崩防止柵</td> <td>昭 41～ 継続</td> <td>2-14-4</td> </tr> <tr> <td>雪崩防止林造成事業</td> <td>葛巻町田部</td> <td>植栽工、雪崩防止柵等</td> <td>平 21～ 平 25</td> <td>2-14-5</td> </tr> <tr> <td>雪崩対策事業</td> <td>湯田町天子森地区</td> <td>雪崩予防柵</td> <td>平 12～ 平 15</td> <td>2-14-6</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 道路交通の確保</p> <p>1 除雪対策</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</p>	事業名	路線名	事業概要	施行年度	資料編	雪崩防止事業	一般国道 107号外 15路線	雪崩防止柵	昭 41～ 継続	2-14-4	雪崩防止林造成事業	葛巻町田部	植栽工、雪崩防止柵等	平 21～ 平 25	2-14-5	雪崩対策事業	湯田町天子森地区	雪崩予防柵	平 12～ 平 15	2-14-6	<p style="text-align: center;">第14節 雪害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 雪崩防止対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 雪崩防止対策事業</p> <p>○ 雪崩災害を未然に防止するため、雪崩防止柵等の整備を進める。</p> <table border="1" data-bbox="884 528 1463 1162"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>路線名</th> <th>事業概要</th> <th>施行年度</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雪崩防止事業</td> <td>一般国道 107号外 15路線</td> <td>雪崩防止柵</td> <td>昭 41～ 継続</td> <td>2-14-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 道路交通の確保</p> <p>1 除雪対策</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</p> <p>○ <u>県及び市町村は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。</u></p> <p>○ <u>道路管理者及び関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことができるよう、支援</u></p>	事業名	路線名	事業概要	施行年度	資料編	雪崩防止事業	一般国道 107号外 15路線	雪崩防止柵	昭 41～ 継続	2-14-4										
事業名	路線名	事業概要	施行年度	資料編																																						
雪崩防止事業	一般国道 107号外 15路線	雪崩防止柵	昭 41～ 継続	2-14-4																																						
雪崩防止林造成事業	葛巻町田部	植栽工、雪崩防止柵等	平 21～ 平 25	2-14-5																																						
雪崩対策事業	湯田町天子森地区	雪崩予防柵	平 12～ 平 15	2-14-6																																						
事業名	路線名	事業概要	施行年度	資料編																																						
雪崩防止事業	一般国道 107号外 15路線	雪崩防止柵	昭 41～ 継続	2-14-4																																						

	<p>2 [略]</p> <p>第4、5 [略]</p> <p>第6 雪害予防の普及啓発</p> <p>○ [略]</p>	<p><u>体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第4、5 [略]</p> <p>第6 雪害予防の普及啓発</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>県及び市町村は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。</u></p> <p><u>また、県は事故防止対策について、様々な情報を収集し、市町村等に提供するものとする。</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-60	<p style="text-align: center;">第15節 津波・高潮災害予防計画</p> <p>第1、2、3 [略]</p> <p>第4 高潮浸水想定区域の指定等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、高潮浸水想定区域ごとに、<u>洪水予報</u>等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。</p> <p>○ 高潮浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。</p>	<p style="text-align: center;">第15節 津波・高潮災害予防計画</p> <p>第1、2、3 [略]</p> <p>第4 高潮浸水想定区域の指定等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、高潮浸水想定区域ごとに、<u>水防警報</u>等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。</p> <p>○ 高潮浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で高潮時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。</p>
修正理由	○ 表記の適正化	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-62	<p style="text-align: center;">第16節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 地すべり防止対策事業</p> <p>○ [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 農林水産省林野庁関係事業</p> <p>○ 地すべり防止区域に指定している24箇所のうち、20箇所の工事が完了し、4箇所で事業を実施している。</p> <p>○ 現在実施中の地すべり防止事業の早期完成を図るとともに、<u>未着手箇所については、監視を行いながら、地すべりの再移動のおそれがある区域については事業化を図る。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 山地災害予防事業</p> <p>○ 山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）は、4,421箇所（国有林地内329、民有林地内4,092）あり、このうち、治山事業の採択基準に合う箇所については、森林法に基づき、対策工事を実施する。</p> <p>[山地災害危険地区市町村別一覧 資料編2-16-8]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 土砂災害防止対策の推進</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市町村地域防災計画に、当該警戒区域ごとに次の事項について定める。</p> <p>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の<u>発令</u>及び伝達に関する事項</p> <p>イ、ウ、エ、オ、カ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第16節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 地すべり防止対策事業</p> <p>○ [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 農林水産省林野庁関係事業</p> <p>○ 地すべり防止区域に指定している25箇所のうち、24箇所の工事が完了し、1箇所で事業を実施している。</p> <p>○ 現在実施中の地すべり防止事業の早期完成を図るとともに、地すべりの再移動のおそれがある区域については事業化を図る。</p> <p>3 [略]</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 山地災害予防事業</p> <p>○ 山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）は、4,119箇所（国有林地内346、民有林地内3,773）あり、このうち、治山事業の採択基準に合う箇所については、森林法に基づき、対策工事を実施する。</p> <p>[山地災害危険地区市町村別一覧 資料編2-16-8]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 土砂災害防止対策の推進</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市町村地域防災計画に、当該警戒区域ごとに次の事項について定める。</p> <p>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の<u>発表</u>及び伝達に関する事項</p> <p>イ、ウ、エ、オ、カ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。</u></p>

第7 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表機関

- 大雨警報（土砂災害）が発表されている場合において、大雨による土砂災害の発生の危険度が更に高まったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。

2 [略]

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）が発表されている場合において、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1km メッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) 解除基準

監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、解除できるものとする。

4 利用に当たっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。

また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第7 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表機関

- 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

2 [略]

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1km メッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議のうえ、そのメッシュを含む市町村単位で発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) 解除基準

監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、県と盛岡地方気象台が協議の上で基準を下回っても解除しない場合がある。

4 利用に当たっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、

- (2)、(3) [略]
- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大や緊急安全確保の発令の更なる措置を検討すること。

5 [略]

6 避難指示等のための情報提供

○ [略]

土砂災害警戒情報の補足情報

危険度	表示	状況
極めて危険 【警戒レベル 4相当】	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達
非常に危険 【警戒レベル 4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想（避難指示の判断が必要な状況）
警戒 【警戒レベル 3相当】	赤	2時間先までに警戒基準に到達すると予想（高齢者等避難の検討が必要な状況）
注意 【警戒レベル 2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に注意	白	-

※警戒避難判定参考情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。

個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。

また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

- (2)、(3) [略]

- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、警戒レベル5緊急安全確保の発令を検討すること。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「災害切迫（黒）」（実況で大雨特別警報（土砂災害）の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。

5 [略]

6 避難指示等のための情報提供

○ [略]

土砂災害警戒情報の補足情報

危険度	表示	状況
極めて危険※	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達
非常に危険 【警戒レベル 4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想（避難指示の判断が必要な状況）
警戒 【警戒レベル 3相当】	赤	2時間先までに警戒基準に到達すると予想（高齢者等避難の検討が必要な状況）
注意 【警戒レベル 2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に留意	白	-

※警戒避難判定参考情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安

		<u>全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</u>
修正理由	<input type="radio"/> 防災基本計画の修正に伴う修正 <input type="radio"/> 表記の適正化	

頁	現 計 画	修 正 案												
1-2-72	<p style="text-align: center;">第18節 林野火災予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 林野火災防止対策の推進</p> <p>1、2、3、4 [略]</p> <p>5 各関係機関別の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="271 436 853 660"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡地方気象台</td> <td>ア 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関	実施事項	盛岡地方気象台	ア 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第18節 林野火災予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 林野火災防止対策の推進</p> <p>1、2、3、4 [略]</p> <p>5 各関係機関別の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="885 436 1460 660"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡地方気象台</td> <td>ア 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の<u>発表及び</u>迅速な伝達と周知徹底</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関	実施事項	盛岡地方気象台	ア 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の <u>発表及び</u> 迅速な伝達と周知徹底	[略]	[略]
機関	実施事項													
盛岡地方気象台	ア 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底													
[略]	[略]													
機関	実施事項													
盛岡地方気象台	ア 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の <u>発表及び</u> 迅速な伝達と周知徹底													
[略]	[略]													
修正理由	○ 表記の適正化													

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-75	<p style="text-align: center;">第19節 農業災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の<u>長期</u>予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。</p>	<p style="text-align: center;">第19節 農業災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の<u>季節</u>予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。</p>
修正理由	○ 表記の適正化	

頁	現 計 画	修 正 案																																																																								
<p>1-3-1</p> <p>1-3-3</p>	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県、市町村その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>第2 県の体制</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>(1)、(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 関係各課の防災活動</p> <p>○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="268 976 852 2024"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>出先機関</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林水産部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>森林保全課</td> <td>広域振興局農政(林)部等</td> <td>治山施設被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">県土整備部</td> <td>[略]</td> <td>広域振興局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>河川課</td> <td rowspan="2">土木部等</td> <td>1～6 [略] 7 ダムの流量調整</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>港湾課</td> <td></td> <td>港湾施設被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>(5) [略]</p>	部	課等	出先機関	担当内容	[略]	[略]	[略]	[略]	農林水産部	[略]	[略]	[略]	森林保全課	広域振興局農政(林)部等	治山施設被害情報の収集	[略]	[略]	[略]	県土整備部	[略]	広域振興局	[略]	河川課	土木部等	1～6 [略] 7 ダムの流量調整	[略]	[略]	港湾課		港湾施設被害情報の収集	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県、市町村その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、<u>それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。</u>）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>第2 県の体制</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>(1)、(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 関係各課の防災活動</p> <p>○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="879 976 1463 2024"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>出先機関</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林水産部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>森林保全課</td> <td>広域振興局農政(林)部等</td> <td>治山・林道施設被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">県土整備部</td> <td>[略]</td> <td>広域振興局</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>河川課</td> <td rowspan="2">土木部等</td> <td>1～6 [略] 7 ダムの流量調整 8 <u>県管理河川・国土交通省所管海岸保全施設の被害情報の収集</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>港湾空港課</td> <td></td> <td>港湾施設被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>(5) [略]</p>	部	課等	出先機関	担当内容	[略]	[略]	[略]	[略]	農林水産部	[略]	[略]	[略]	森林保全課	広域振興局農政(林)部等	治山・林道施設被害情報の収集	[略]	[略]	[略]	県土整備部	[略]	広域振興局	[略]	河川課	土木部等	1～6 [略] 7 ダムの流量調整 8 <u>県管理河川・国土交通省所管海岸保全施設の被害情報の収集</u>	[略]	[略]	港湾空港課		港湾施設被害情報の収集	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
部	課等	出先機関	担当内容																																																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																							
農林水産部	[略]	[略]	[略]																																																																							
	森林保全課	広域振興局農政(林)部等	治山施設被害情報の収集																																																																							
	[略]	[略]	[略]																																																																							
県土整備部	[略]	広域振興局	[略]																																																																							
	河川課	土木部等	1～6 [略] 7 ダムの流量調整																																																																							
	[略]		[略]																																																																							
	港湾課		港湾施設被害情報の収集																																																																							
	[略]	[略]	[略]																																																																							
[略]	[略]	[略]																																																																								
部	課等	出先機関	担当内容																																																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																							
農林水産部	[略]	[略]	[略]																																																																							
	森林保全課	広域振興局農政(林)部等	治山・林道施設被害情報の収集																																																																							
	[略]	[略]	[略]																																																																							
県土整備部	[略]	広域振興局	[略]																																																																							
	河川課	土木部等	1～6 [略] 7 ダムの流量調整 8 <u>県管理河川・国土交通省所管海岸保全施設の被害情報の収集</u>																																																																							
	[略]		[略]																																																																							
	港湾空港課		港湾施設被害情報の収集																																																																							
	[略]	[略]	[略]																																																																							
[略]	[略]	[略]																																																																								

<p>1-3-12</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 災害対策本部</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 災害対策本部</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p> <p>○ 組織改編に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																																														
1-3-23	<p align="center">第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="272 349 852 1032"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1、2、3、4 [略] 5 県管理河川氾濫危険水位情報等の発表</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>盛岡地方 気象台</td> <td>1 [略] 2 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報の発表 3 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="272 1122 852 1442"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県土整備部</td> <td>河川課</td> <td>土木班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断</p>	実施機関	活動の内容	[略]	[略]	県本部長	1、2、3、4 [略] 5 県管理河川氾濫危険水位情報等の発表	[略]	[略]	盛岡地方 気象台	1 [略] 2 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報の発表 3 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知	[略]	[略]	部	課等	地方支部班	担当内容	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	河川課	土木班	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	<p align="center">第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="884 349 1463 1032"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1、2、3、4 [略] 5 県管理河川氾濫危険水位情報等の発表 6 土砂災害警戒情報の発表</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>盛岡地方 気象台</td> <td>1 [略] 2 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報の発表 3 土砂災害警戒情報の発表 4 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="884 1122 1463 1442"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県土整備部</td> <td>河川課</td> <td>土木班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>砂防災害課</td> <td>土木班</td> <td>土砂災害警戒情報の発表</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「<u>当該行動を</u>居住者等に促す情報」及び「<u>当該行動をと</u></p>	実施機関	活動の内容	[略]	[略]	県本部長	1、2、3、4 [略] 5 県管理河川氾濫危険水位情報等の発表 6 土砂災害警戒情報の発表	[略]	[略]	盛岡地方 気象台	1 [略] 2 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報の発表 3 土砂災害警戒情報の発表 4 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知	[略]	[略]	部	課等	地方支部班	担当内容	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	河川課	土木班	[略]	砂防災害課	土木班	土砂災害警戒情報の発表	[略]	[略]	[略]	[略]
	実施機関	活動の内容																																																														
	[略]	[略]																																																														
	県本部長	1、2、3、4 [略] 5 県管理河川氾濫危険水位情報等の発表																																																														
	[略]	[略]																																																														
盛岡地方 気象台	1 [略] 2 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報の発表 3 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知																																																															
[略]	[略]																																																															
部	課等	地方支部班	担当内容																																																													
[略]	[略]	[略]	[略]																																																													
県土整備部	河川課	土木班	[略]																																																													
[略]	[略]	[略]	[略]																																																													
実施機関	活動の内容																																																															
[略]	[略]																																																															
県本部長	1、2、3、4 [略] 5 県管理河川氾濫危険水位情報等の発表 6 土砂災害警戒情報の発表																																																															
[略]	[略]																																																															
盛岡地方 気象台	1 [略] 2 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報の発表 3 土砂災害警戒情報の発表 4 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知																																																															
[略]	[略]																																																															
部	課等	地方支部班	担当内容																																																													
[略]	[略]	[略]	[略]																																																													
県土整備部	河川課	土木班	[略]																																																													
	砂防災害課	土木班	土砂災害警戒情報の発表																																																													
[略]	[略]	[略]	[略]																																																													

に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ 情報の種類

種類	内容	
気象に関する情報	早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨に関して、 <u>明日までの期間</u> に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1
	気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の <u>注意</u> を解説する場合等に発表する。

る際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ 情報の種類

種類	内容	
気象に関する情報	早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1
	岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の <u>留意点</u> を解説する場合等に発表する。

	<p>記録的短時間大雨情報</p> <p>県内で大雨警報発表中に<u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</u></p>	<p>記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中に<u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u></p>
	<p>土砂災害警戒情報(備考1)</p> <p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報(土砂災害)の危険度分布(<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>)で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p>	<p>土砂災害警戒情報(備考1)</p> <p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は<u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u>で確認することができる。<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p>

竜巻注意 情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、 <u>雷注意報が発表されている状況下において</u> 竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
------------	---

竜巻注意 情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
------------	---

備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

ウ 注意報の種類（発表基準 気象警報発表基準等 資料編 3-2-2）

ウ 注意報の種類（発表基準 気象警報発表基準等 資料編 3-2-2）

	種類	発表基準
気象注意報	[略]	[略]
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認等するなど</u> 、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2
	[略]	[略]

	種類	発表基準
気象注意報	[略]	[略]
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、 <u>避難に備え</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2
	[略]	[略]

雷注意報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表する。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起るおそれのあるときに発表する。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表する。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起るおそれがあるときに発表する。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表する。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起るおそれのあるときに発表する。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表する。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起るおそれのあるときに発表する。	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表する。
[略]	[略]	[略]	[略]

高潮注意報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認</u>するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</p> <p>高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p>
[略]	[略]
洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p><u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認</u>するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</p>
[略]	[略]

備考1 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

2 [略]

エ 警報の種類（発表基準 気象警報発表基準等 資料編 3-2-2）

種類		発表基準
気象警報	[略]	[略]
	大雨警報	<p>大雨により<u>重大な災害</u>が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p>

高潮注意報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに<u>注意を喚起</u>するために発表する。</p> <p>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる<u>災害リスクの再確認等、避難に備え</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</p> <p>高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、<u>高齢者等は危険な場所から</u>の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p>
[略]	[略]
洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>ハザードマップによる<u>災害リスクの再確認等、避難に備え</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</p>
[略]	[略]

備考1 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

2 [略]

エ 警報の種類（発表基準 気象警報発表基準等 資料編 3-2-2）

種類		発表基準
気象警報	[略]	[略]
	大雨警報	<p>大雨により<u>重大な災害</u>が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等<u>は危険な場所から</u>の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p>

	大雪警報	大雪による <u>重大な災害</u> が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。		大雪警報	大雪により <u>重大な災害</u> が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当		高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 <u>危険な場所からの避難</u> が必要とされる警戒レベル4に相当
	[略]	[略]		[略]	[略]
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 <u>対象となる重大な災害として、河川</u> の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当		洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が <u>対象として</u> あげられる。高齢者等は <u>危険な場所からの避難</u> が必要とされる警戒レベル3に相当
	[略]	[略]		[略]	[略]
備考1 地面現象警報及び浸水警報は、その <u>注意事項</u> を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。 2 [略] 3 警報の危険度分布等の種類と概要は次のとおりである。			備考1 地面現象警報及び浸水警報は、その <u>警報</u> 事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。 2 [略] 3 警報の危険度分布等の種類と概要は次のとおりである。		
	種類	概要		種類	概要
	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるか</u> を面的に確認することができる。		<u>土砂キキクル</u> （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「<u>非常に危険</u>」(うす紫)、 「<u>極めて危険</u>」(濃い紫) : <u>避難が必要とされる警戒レ ベル4に相当</u> ○ 「警戒」(赤) : 高齢者等の避 難が必要とされる警戒レベ ル3に相当 ○ 「注意」(黄) : <u>避難に備えハ ザードマップ等により災害 リスク等を再確認するなど、 自らの避難行動の確認が必 要とされる警戒レベル2に相 当</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「危険」(紫) : <u>危険な場所か らの避難が必要とされる警 戒レベル4に相当</u> ○ 「警戒」(赤) : 高齢者等は<u>危 険な場所からの避難が必要 とされる警戒レベル3に相当</u> ○ 「注意」(黄) : ハザードマッ プによる<u>災害リスクの再確 認等、避難に備え自らの避難 行動の確認が必要とされる 警戒レベル2に相当</u>
大雨警報 (浸水害) の危険度分 布	<p>短時間強雨による浸水害発 生の危険度の高まりの予測を、 地図上で1km四方の領域ごとに 5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数 の予測を用いて常時10分ごと に更新しており、大雨警報(浸 水害)等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるか</u>を面的 に確認することができる。</p>	<u>浸水キキク ル(大雨警 報(浸水 害)の危険 度分布)</u>	<p>短時間強雨による浸水害発 生の危険度の高まりの予測を、 地図上で1km四方の領域ごとに 5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数 の予測を用いて常時10分ごと に更新しており、大雨警報(浸 水害)等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所</u>を 面的に確認することができる。 ○ 「<u>災害切迫</u>」(黒) : <u>命の危険 があり直ちに安全確保が必 要とされる警戒レベル5に相 当</u></p>
洪水警報の 危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対 象ではない中小河川(水位周知 河川及びその他河川)の洪水害 発生の危険度の高まりの予測 を、地図上で概ね1kmごとに5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の 予測を用いて常時10分ごとに 更新しており、洪水警報等が發 表されたときに、<u>どこで危険度 が高まるか</u>を面的に確認する ことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「<u>非常に危険</u>」(うす紫) : 避 難が必要とされる警戒レベ 	<u>洪水キキク ル(洪水警 報の危険度 分布)</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対 象ではない中小河川(水位周知 河川及びその他河川)の洪水害 発生の危険度の高まりの予測 を、地図上で<u>河川流路</u>を概ね 1kmごとに5段階に色分けして 示す情報。3時間先までの流域 雨量指数の予測を用いて常時 10分ごとに更新しており、洪水 警報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所</u>を面的 に確認することができる。 ○ 「<u>災害切迫</u>」(黒) : <u>命の危険 があり直ちに安全確保が必 要とされる警戒レベル5に相 当</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「<u>危険</u>」(紫) : <u>危険な場所か らの避難が必要とされる警</u>

	<p>ル4に相当</p> <p>○「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p> <p>○「注意」(黄)：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u></p>		<p>戒レベル4に相当</p> <p>○「警戒」(赤)：<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u></p> <p>○「注意」(黄)：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u></p>												
流域雨量指数の予測値	<p><u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</u></p> <p>水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位(又は避難判断水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p>	流域雨量指数の予測値	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を常時10分ごとに更新している。</u></p> <p>水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位(又は避難判断水位)を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p>												
オ 特別警報の種類と発表基準		オ 特別警報の種類と発表基準													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象特</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		種類	発表基準		気象特	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象特</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		種類	発表基準		気象特	[略]	[略]
種類	発表基準														
気象特	[略]	[略]													
種類	発表基準														
気象特	[略]	[略]													

	別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が <u>すでに発生している</u> 又は切迫している状況であり、 <u>命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要があること</u> を示す警戒レベル5に相当 ○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、 <u>命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があること</u> を示す警戒レベル5に相当 ○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
		[略]	[略]		[略]	[略]
	高潮特別警報		台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	高潮特別警報		台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u> ○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
		[略]	[略]		[略]	[略]
備考1 地面現象特別警報は、 <u>気象特別警報に含めて発表するため、この特別警報の標題は用いない。</u>				備考1 地面現象特別警報は、「 <u>大雨特別警報（土砂災害）</u> 」として発表される。		
2 [略]				2 [略]		
カ 地震動の警報及び地震情報の種類				カ 地震動の警報及び地震情報の種類		
(7) 緊急地震速報（警報）				(7) 緊急地震速報（警報）		

○ 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

○ [略]

(イ) 地震情報の種類と内容

種類	発表基準	内容
[略]	[略]	[略]
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
[略]	[略]	[略]
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地

○ 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

○ [略]

(イ) 地震情報の種類と内容

種類	発表基準	内容
[略]	[略]	[略]
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</u>
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
[略]	[略]	[略]
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地

震の発生場所(震源) やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約 20~30 分後に気象庁ホームページ上に掲載)。

[略] [略] [略]

(ウ) [略]
キ、ク [略]
ケ その他
[略]

(ア) [略]

(イ) 指定河川洪水予報

	標題 (種類)	概要
北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
	氾濫警戒情報 (洪水警戒報)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	氾濫危険情報 (洪水警戒報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに

震の発生場所(震源) やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約 10 分後に気象庁ホームページ上に掲載)。

[略] [略] [略]

(ウ) [略]
キ、ク [略]
ケ その他
[略]

(ア) [略]

(イ) 指定河川洪水予報

	標題 (種類)	概要
北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、 <u>避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
	氾濫警戒情報 (洪水警戒報)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</u> に発表する。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
	氾濫危険情報 (洪水警戒報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに

	報)	発表する。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		報)	または3時間先までに氾濫する可能性がある水位に到達すると見込まれるときに発表する。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があるため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。		氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(2) 伝達系統
気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

種類	発表機関	伝達系統
[略]	[略]	[略]
火災警報	市町村及び消防本部消防長	火災気象通報・火災警報伝達系統図(資料 3-2-11) のとおり

- (3) [略]
- (4) 県の措置
- [略]
 - 夜間及び休日等における気象予報・警報等の受領及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合を除いて、本庁の当直員が行う。

(2) 伝達系統
気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

種類	発表機関	伝達系統
[略]	[略]	[略]
火災警報	市町村及び消防本部消防長	火災気象通報・火災警報伝達系統図(資料 3-2-3) のとおり

- (3) [略]
- (4) 県の措置
- [略]
 - 夜間及び休日等における気象予報・警報等の受領及び通知は、災害警戒本部、災害特別警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合を除いて、本庁の当直員が行う。

修正理由	<input type="radio"/> 所要の修正 <input type="radio"/> 表記の適正化
------	---

頁	現 計 画	修 正 案																
1-3-43	<p style="text-align: center;">第3節 通信情報計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">専用通信施設の設置機関</p> <table border="1" data-bbox="272 483 852 893"> <thead> <tr> <th data-bbox="272 483 547 528">設備名</th> <th data-bbox="547 483 852 528">設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="272 528 547 573">[略]</td> <td data-bbox="547 528 852 573">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 573 547 846">国土交通省無線設備</td> <td data-bbox="547 573 852 846">岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所、釜石港湾事務所、北上川ダム統合管理事務所、岩手県</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 846 547 893">[略]</td> <td data-bbox="547 846 852 893">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	設置者	[略]	[略]	国土交通省無線設備	岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所、釜石港湾事務所、北上川ダム統合管理事務所、岩手県	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第3節 通信情報計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">専用通信施設の設置機関</p> <table border="1" data-bbox="884 483 1463 893"> <thead> <tr> <th data-bbox="884 483 1158 528">設備名</th> <th data-bbox="1158 483 1463 528">設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="884 528 1158 573">[略]</td> <td data-bbox="1158 528 1463 573">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 573 1158 846">国土交通省無線設備</td> <td data-bbox="1158 573 1463 846">岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、釜石港湾事務所、北上川ダム統合管理事務所、岩手県</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 846 1158 893">[略]</td> <td data-bbox="1158 846 1463 893">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	設置者	[略]	[略]	国土交通省無線設備	岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、釜石港湾事務所、北上川ダム統合管理事務所、岩手県	[略]	[略]
設備名	設置者																	
[略]	[略]																	
国土交通省無線設備	岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所、釜石港湾事務所、北上川ダム統合管理事務所、岩手県																	
[略]	[略]																	
設備名	設置者																	
[略]	[略]																	
国土交通省無線設備	岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、釜石港湾事務所、北上川ダム統合管理事務所、岩手県																	
[略]	[略]																	
修正理由	○ 表記の適正化																	

頁	現 計 画	修 正 案																																																
1-3-49	<p style="text-align: center;">第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">実施機関</th> <th style="width: 25%;">収集、伝達する災害情報の内容</th> <th style="width: 25%;">初期情報報告様式</th> <th style="width: 25%;">被害額等報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p>	実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式	[略]	[略]	[略]	[略]	東北地方整備局〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">実施機関</th> <th style="width: 25%;">収集、伝達する災害情報の内容</th> <th style="width: 25%;">初期情報報告様式</th> <th style="width: 25%;">被害額等報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) <u>楽天モバイル(株)</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p>	実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式	[略]	[略]	[略]	[略]	東北地方整備局〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) <u>楽天モバイル(株)</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																															
東北地方整備局〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]	[略]	[略]																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																															
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	[略]	[略]	[略]																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																															
実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																															
東北地方整備局〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]	[略]	[略]																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																															
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) <u>楽天モバイル(株)</u>	[略]	[略]	[略]																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																															
1-3-63	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 20%;">課等</th> <th style="width: 25%;">地方支部班</th> <th style="width: 45%;">担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">県土整備部</td> <td>県土整備企画室(花巻空港事務所)</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td>空港施設被害報告</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">下水環境課</td> <td>土木班</td> <td rowspan="2">都市施設等被害報告</td> </tr> <tr> <td>北上川上流流域下水道事務所班</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>港湾課</td> <td>土木班</td> <td>港湾施設被害報告</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当内容	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	県土整備企画室(花巻空港事務所)	二	空港施設被害報告	[略]	[略]	[略]	下水環境課	土木班	都市施設等被害報告	北上川上流流域下水道事務所班	[略]	[略]	[略]	港湾課	土木班	港湾施設被害報告	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 20%;">課等</th> <th style="width: 25%;">地方支部班</th> <th style="width: 45%;">担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">県土整備部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>下水環境課(北上川上流流域下水道事務所)</td> <td>土木班</td> <td>都市施設等被害報告</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>港湾空港(花巻空港)</td> <td>土木班</td> <td>1 港湾施設被害報</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当内容	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	[略]	[略]	[略]	下水環境課(北上川上流流域下水道事務所)	土木班	都市施設等被害報告	[略]	[略]	[略]	港湾空港(花巻空港)	土木班	1 港湾施設被害報		
部	課等	地方支部班	担当内容																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																															
県土整備部	県土整備企画室(花巻空港事務所)	二	空港施設被害報告																																															
	[略]	[略]	[略]																																															
	下水環境課	土木班	都市施設等被害報告																																															
		北上川上流流域下水道事務所班																																																
[略]	[略]	[略]																																																
港湾課	土木班	港湾施設被害報告																																																
部	課等	地方支部班	担当内容																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																															
県土整備部	[略]	[略]	[略]																																															
	下水環境課(北上川上流流域下水道事務所)	土木班	都市施設等被害報告																																															
	[略]	[略]	[略]																																															
	港湾空港(花巻空港)	土木班	1 港湾施設被害報																																															

[略]	[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----	-----

第3 実施要領

1、2 [略]

3 災害情報の報告要領

(1)、(2)、(3)、(4) [略]

(5) 報告の系統

- 市町村本部長その他の防災関係機関から報告を受けた災害情報は、次の系統により伝達する。

[略]

報告区分別系統図

様式	報告区分	報告系統
[略]	[略]	[略]
G-1 G-2	土木施設等被害報告	
17	土木施設等被害報告	
[略]	[略]	[略]

[略]	事務所)	[略]	告 2 港施設 被害報 告
[略]	[略]	[略]	[略]

第3 実施要領

1、2 [略]

3 災害情報の報告要領

(1)、(2)、(3)、(4) [略]

(5) 報告の系統

- 市町村本部長その他の防災関係機関から報告を受けた災害情報は、次の系統により伝達する。

[略]

報告区分別系統図

様式	報告区分	報告系統
[略]	[略]	[略]
G-1 G-2	土木施設等被害報告	
17	土木施設等被害報告	
[略]	[略]	[略]

	I	通信事故・通信規制情報報告		I	通信事故・通信規制情報報告	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県防災会議条例改正に伴う修正 ○ 所要の修正 ○ 組織改編に伴う修正 					

頁	現 計 画	修 正 案																				
1-3-68	<p style="text-align: center;">第5節 広聴広報計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="272 349 852 1077"> <thead> <tr> <th data-bbox="272 349 679 439">実施機関</th> <th data-bbox="679 349 852 439">広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="272 439 679 483">[略]</td> <td data-bbox="679 439 852 483">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 483 679 712">東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) (南三陸国道事務所) (北上川ダム統合管理事務所)</td> <td data-bbox="679 483 852 712">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 712 679 1025">東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)</td> <td data-bbox="679 712 852 1025">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1025 679 1077">[略]</td> <td data-bbox="679 1025 852 1077">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) (南三陸国道事務所) (北上川ダム統合管理事務所)	[略]	東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第5節 広聴広報計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="884 349 1463 1077"> <thead> <tr> <th data-bbox="884 349 1291 439">実施機関</th> <th data-bbox="1291 349 1463 439">広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="884 439 1291 483">[略]</td> <td data-bbox="1291 439 1463 483">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 483 1291 712">東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) (南三陸沿岸国道事務所) (北上川ダム統合管理事務所)</td> <td data-bbox="1291 483 1463 712">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 712 1291 1025">東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)</td> <td data-bbox="1291 712 1463 1025">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 1025 1291 1077">[略]</td> <td data-bbox="1291 1025 1463 1077">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) (南三陸沿岸国道事務所) (北上川ダム統合管理事務所)	[略]	東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	[略]	[略]	[略]
実施機関	広報広聴活動の内容																					
[略]	[略]																					
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) (南三陸国道事務所) (北上川ダム統合管理事務所)	[略]																					
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	[略]																					
[略]	[略]																					
実施機関	広報広聴活動の内容																					
[略]	[略]																					
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) (三陸国道事務所) (南三陸沿岸国道事務所) (北上川ダム統合管理事務所)	[略]																					
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	[略]																					
[略]	[略]																					
修正理由	<input type="radio"/> 防災基本計画の修正に伴う修正 <input type="radio"/> 表記の適正化																					

頁	現 計 画	修 正 案																																																
1-3-75	<p align="center">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="272 349 852 936"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） （南三陸国道事務所）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="272 983 852 1440"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県土整備部</td> <td>県土整備企画室</td> <td>空港施設に係る応急復旧</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>港湾課</td> <td>港湾施設に係る応急復旧</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 交通確保</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災拠点等の整備 [略] ア、イ、ウ [略] エ 広域防災拠点 (7)、(イ) [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>3 緊急輸送道路の指定</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 緊急輸送道路は、以下のとおり区分する。</p>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） （南三陸国道事務所）	[略]	[略]	[略]	部	課等	担当業務	[略]	[略]	[略]	県土整備部	県土整備企画室	空港施設に係る応急復旧	[略]	[略]	港湾課	港湾施設に係る応急復旧	[略]	[略]	[略]	<p align="center">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="884 349 1463 936"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） （南三陸沿岸国道事務所） <u>（釜石港湾事務所）</u></td> <td>1 所管する一般国道に係る通行規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害対策基本法に基づく県又は市町村長に対する区間指定の指示 3 <u>海上輸送のための航路啓開及び港湾施設の応急復旧</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="884 983 1463 1440"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県土整備部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>港湾空港課</td> <td>1 港湾施設に係る応急復旧 2 <u>空港施設に係る応急復旧</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 交通確保</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災拠点等の整備 [略] ア、イ、ウ [略] エ 広域防災拠点 (7)、(イ) [略]</p> <p><u>オ 重要物流道路及び代替・補完路が連結する拠点</u></p> <p>○ [略]</p> <p>3 緊急輸送道路の指定</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 緊急輸送道路は、以下のとおり区分する。</p>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） （南三陸沿岸国道事務所） <u>（釜石港湾事務所）</u>	1 所管する一般国道に係る通行規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害対策基本法に基づく県又は市町村長に対する区間指定の指示 3 <u>海上輸送のための航路啓開及び港湾施設の応急復旧</u>	[略]	[略]	部	課等	担当業務	[略]	[略]	[略]	県土整備部	[略]	[略]	港湾空港課	1 港湾施設に係る応急復旧 2 <u>空港施設に係る応急復旧</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	実施機関	担当業務																																																
	[略]	[略]																																																
	東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） （南三陸国道事務所）	[略]																																																
	[略]	[略]																																																
部	課等	担当業務																																																
[略]	[略]	[略]																																																
県土整備部	県土整備企画室	空港施設に係る応急復旧																																																
	[略]	[略]																																																
	港湾課	港湾施設に係る応急復旧																																																
[略]	[略]	[略]																																																
実施機関	担当業務																																																	
[略]	[略]																																																	
東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） （南三陸沿岸国道事務所） <u>（釜石港湾事務所）</u>	1 所管する一般国道に係る通行規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害対策基本法に基づく県又は市町村長に対する区間指定の指示 3 <u>海上輸送のための航路啓開及び港湾施設の応急復旧</u>																																																	
[略]	[略]																																																	
部	課等	担当業務																																																
[略]	[略]	[略]																																																
県土整備部	[略]	[略]																																																
	港湾空港課	1 港湾施設に係る応急復旧 2 <u>空港施設に係る応急復旧</u>																																																
	[略]	[略]																																																
[略]	[略]	[略]																																																

1-3-81

ア [略]

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点(県地区合同庁舎、生活圏中心都市以外の市町村役場庁舎、災害拠点病院以外の病院、消防本部・消防署、自衛隊駐屯地ほか)、輸送拠点(道の駅ほか)、交通拠点、広域防災拠点を連絡する道路

4 [略]

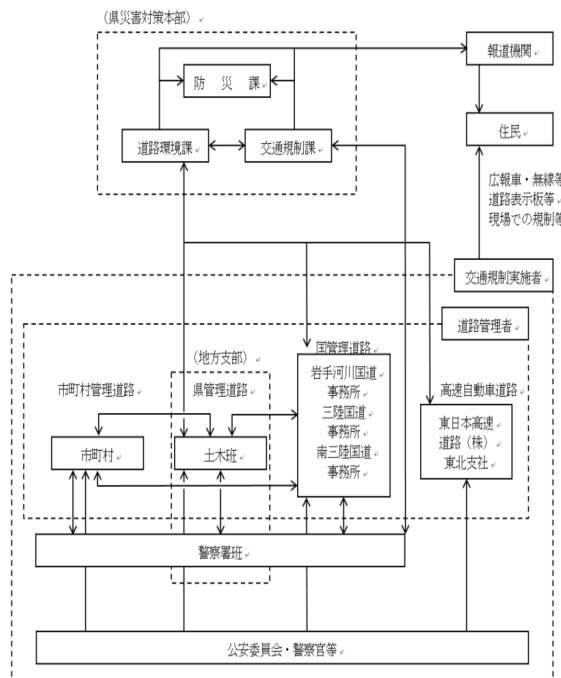
5 交通規制

(1)、(2)、(3) [略]

(4) 報告の系統

[略]

交通規制連絡系統図



(5)、(6) [略]

6 [略]

第4 緊急輸送

1、2 [略]

3 海上輸送

(1) [略]

(2) 船舶の確保

○ 県本部長は、船舶による緊急輸送が必要と認めた場合は、東北運輸局長に対し、船舶のあっせんを要請する。

○ あっせんの要請は、次の事項を明示して、荷送港又は配船港を管轄する岩手運輸支局長等、あるいは県本部長(復興防災部防災課)を通じて行う。

ア [略]

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点(県地区合同庁舎、生活圏中心都市以外の市町村役場庁舎、災害拠点病院以外の病院、消防本部・消防署、自衛隊駐屯地ほか)、輸送拠点(道の駅ほか)、交通拠点、広域防災拠点、重要物流道路及び代替・補完路が連結する拠点を連絡する道路

4 [略]

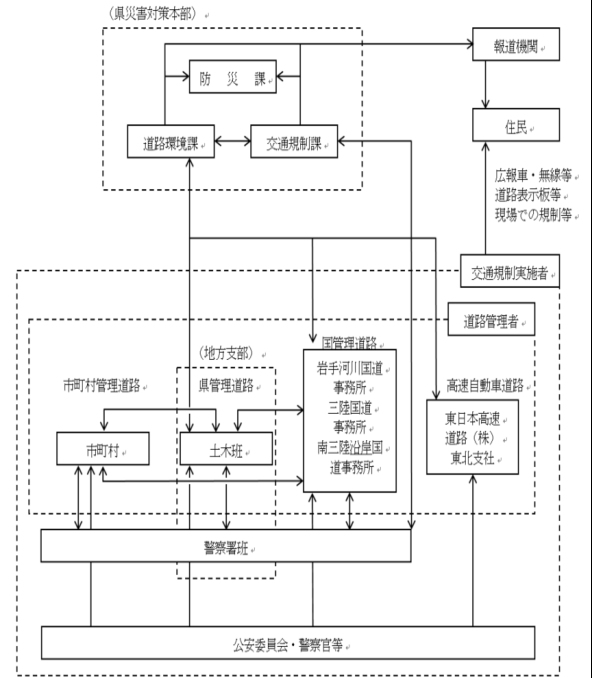
5 交通規制

(1)、(2)、(3) [略]

(4) 報告の系統

[略]

交通規制連絡系統図



(5)、(6) [略]

6 [略]

第4 緊急輸送

1、2 [略]

3 海上輸送

(1) [略]

(2) 船舶の確保

○ 県本部長は、船舶による緊急輸送が必要と認めた場合は、東北運輸局長又は岩手運輸支局長に対し、船舶の供給を要請する。

○ 供給の要請は、次の事項を明示して、県本部長(復興防災部防災課)を通じて行う。

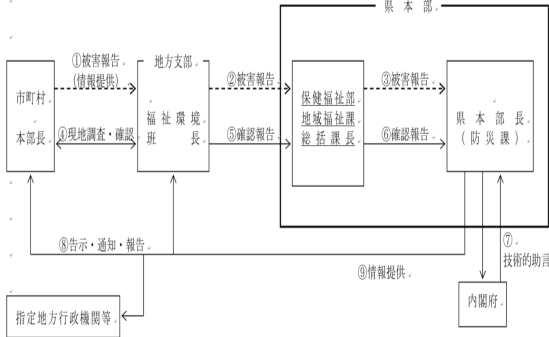
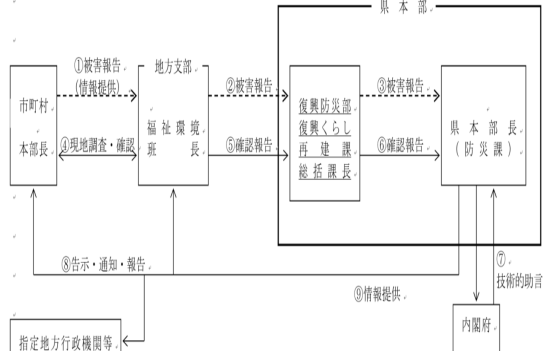
	<p>[略]</p> <p>○ <u>東北運輸局長は、あっせんを行う場合は、おおむね、次に掲げる者の所有船舶から適当なものを選定する。</u></p> <table border="1" data-bbox="284 257 852 349"> <tr> <td data-bbox="284 257 491 302">ア 定期航</td> <td data-bbox="491 257 667 302">イ 不定期航</td> <td data-bbox="667 257 852 302">ウ 港湾運送</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 302 491 349">路事業者</td> <td data-bbox="491 302 667 349">路事業者</td> <td data-bbox="667 302 852 349">事業者</td> </tr> </table>	ア 定期航	イ 不定期航	ウ 港湾運送	路事業者	路事業者	事業者	<p>[略]</p> <p>○ <u>東北運輸局長は、関係団体又は関係事業者等に海上輸送の協力要請を行う。</u></p>
ア 定期航	イ 不定期航	ウ 港湾運送						
路事業者	路事業者	事業者						
修正理由	<p>○ 所要の修正</p> <p>○ 組織改編に伴う修正</p>							

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-97	<p style="text-align: center;">第9節 水防活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 洪水又は高潮による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。</p> <p>2、3 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 洪水又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第7条第1項の規定に基づく「岩手県水防計画」に定めるところにより実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第9節 水防活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 洪水、<u>内水</u>、<u>津波</u>又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、<u>及びこれによる被害の軽減</u>を図る。</p> <p>2、3 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 洪水、<u>内水</u>、<u>津波</u>又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、<u>及びこれによる被害を軽減</u>するための水防活動は、水防法第7条第1項の規定に基づく「岩手県水防計画」に定めるところにより実施する。</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																																																
1-3-98	<p style="text-align: center;">第10節 市町村等応援協力計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1、2、3、4、5 [略]</p> <p>6 県、市町村その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</p> <p>第2 実施機関</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="258 891 842 1438"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林水産部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>流通課</td> <td>[略]</td> <td>1 米穀の調達に係る農林水産省政策統括官に対するあつせん要請</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 都道府県の相互協力</p> <p>(1) 北海道・東北8道県における相互協力</p> <p>ア 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 本県において、大規模な災害が発生した場合は、次のカバー（支援）県等を通じて応援要請を行う。次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="258 1886 842 2110"> <thead> <tr> <th>カバー（支援）県</th> <th>部局名</th> <th>課名</th> <th>消防防災無線※マイク電話</th> <th>NTT 電話（夜間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	農林水産部	[略]	[略]	[略]	流通課	[略]	1 米穀の調達に係る農林水産省政策統括官に対するあつせん要請	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	カバー（支援）県	部局名	課名	消防防災無線※マイク電話	NTT 電話（夜間）						<p style="text-align: center;">第10節 市町村等応援協力計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1、2、3、4、5 [略]</p> <p>6 県、市町村その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</p> <p><u>7 県、市町村は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p> <p>第2 実施機関</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="874 891 1458 1438"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農林水産部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>流通課</td> <td>[略]</td> <td>1 米穀の調達に係る農林水産省農産局長に対するあつせん要請</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 都道府県の相互協力</p> <p>(1) 北海道・東北8道県における相互協力</p> <p>ア 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 本県において、大規模な災害が発生した場合は、次のカバー（支援）県等を通じて応援要請を行う。次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="874 1886 1458 2110"> <thead> <tr> <th>カバー（支援）県</th> <th>部局名</th> <th>課名</th> <th>消防防災無線※マイク電話</th> <th>NTT 電話（夜間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	農林水産部	[略]	[略]	[略]	流通課	[略]	1 米穀の調達に係る農林水産省農産局長に対するあつせん要請	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	カバー（支援）県	部局名	課名	消防防災無線※マイク電話	NTT 電話（夜間）					
部	課等	地方支部班	担当業務																																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
農林水産部	[略]	[略]	[略]																																																															
	流通課	[略]	1 米穀の調達に係る農林水産省政策統括官に対するあつせん要請																																																															
	[略]	[略]	[略]																																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
カバー（支援）県	部局名	課名	消防防災無線※マイク電話	NTT 電話（夜間）																																																														
部	課等	地方支部班	担当業務																																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
農林水産部	[略]	[略]	[略]																																																															
	流通課	[略]	1 米穀の調達に係る農林水産省農産局長に対するあつせん要請																																																															
	[略]	[略]	[略]																																																															
[略]	[略]	[略]	[略]																																																															
カバー（支援）県	部局名	課名	消防防災無線※マイク電話	NTT 電話（夜間）																																																														

	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	2	北海道	総務部 危機対 策課	危機対 策課	(7 -)01 -11	011- 204- 5008	2	北海道	総務部 危機対 策局	危機対 策課	(7 -)01 -11	011- 204- 5008
	3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
修正理由	<input type="radio"/> 防災基本計画の修正に伴う修正 <input type="radio"/> 表記の適正化											

頁	現 計 画	修 正 案																														
1-3-110	<p align="center">第11節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 災害派遣時に実施する救援活動</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="279 481 853 896"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>県計画の該当章節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>炊飯及び給水</td> <td>被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</td> <td>第3章 第17節 第19節</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	県計画の該当章節	[略]	[略]	[略]	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	第3章 第17節 第19節				[略]	[略]	[略]	<p align="center">第11節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 災害派遣時に実施する救援活動</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="890 481 1465 896"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>県計画の該当章節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>給食</u>及び給水</td> <td>被災者に対し、<u>給食</u>及び給水を実施する。</td> <td>第3章 第17節 第19節</td> </tr> <tr> <td><u>入浴支援</u></td> <td>被災者に対し、<u>入浴支援</u>を実施する。</td> <td align="center">—</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	県計画の該当章節	[略]	[略]	[略]	<u>給食</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。	第3章 第17節 第19節	<u>入浴支援</u>	被災者に対し、 <u>入浴支援</u> を実施する。	—	[略]	[略]	[略]
項目	内容	県計画の該当章節																														
[略]	[略]	[略]																														
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	第3章 第17節 第19節																														
[略]	[略]	[略]																														
項目	内容	県計画の該当章節																														
[略]	[略]	[略]																														
<u>給食</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。	第3章 第17節 第19節																														
<u>入浴支援</u>	被災者に対し、 <u>入浴支援</u> を実施する。	—																														
[略]	[略]	[略]																														
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正																															

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-120</p>	<p style="text-align: center;">第14節 災害救助法の適用計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 法適用の基準</p> <p>○ 法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因による災害によって市町村の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。</p> <p>ア 市町村の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合 （市町村人口は、<u>平成27年国勢調査</u>に基づく） [略]</p> <p>2 法適用の手続</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県本部長の措置</p> <p>○ 県本部長は、市町村本部長から被害報告を受けたときは、その内容を検討するものとし、必要と認めた場合は、所轄の地方支部福祉環境班長若しくは最寄りの地方支部福祉環境班長又は<u>保健福祉部地域福祉課総括課長</u>に対し、現地調査を命じる。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>災害救助法適用の手続</p> 	<p style="text-align: center;">第14節 災害救助法の適用計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 法適用の基準（本項では災害救助法第2条第1項での適用について災害救助法施行令に明記された基準を記述する。）</p> <p>○ 法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因による災害によって市町村の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。</p> <p>ア 市町村の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合 （市町村人口は、<u>令和2年国勢調査</u>に基づく） [略]</p> <p>2 法適用の手続</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県本部長の措置</p> <p>○ 県本部長は、市町村本部長から被害報告を受けたときは、その内容を検討するものとし、必要と認めた場合は、所轄の地方支部福祉環境班長若しくは最寄りの地方支部福祉環境班長又は<u>復興防災部復興くらし再建課総括課長</u>に対し、現地調査を命じる。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>災害救助法適用の手続</p> 
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-3-124	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指等を伝達するとともに、<u>避難支援従事者の安全</u>を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 避難指示等</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="272 663 852 891"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>公安部</td> <td>警備課</td> <td>警察署班</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2、3、4 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7) [略]</p> <p>(8) <u>避難支援従事者の安全確保</u></p> <p>○ 市町村本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、<u>避難支援従事者の安全の確保</u>を図る。</p> <p>2、3、4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、</p>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	公安部	警備課	警察署班		<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指等を伝達するとともに、<u>避難支援等関係者の安全</u>を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 避難指示等</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="884 663 1463 891"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>公安部</td> <td>警備課</td> <td>警察署班</td> <td><u>避難のための立退き指示</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2、3、4 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7) [略]</p> <p>(8) <u>避難支援等関係者の安全確保</u></p> <p>○ 市町村本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、<u>避難支援等関係者の安全の確保</u>を図る。</p> <p>○ <u>市町村本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援等関係者の安全の確保を図る。</u></p> <p>○ <u>避難支援可能時間の定めのない市町村にあっては、津波到達予想時刻から避難者への到着予想時間、避難者を伴っての避難所要時間を控除した時間を避難支援時間として活動する。予め訓練により各所要時間を算出しておくことが求められる。</u></p> <p>2、3、4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、</p>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	公安部	警備課	警察署班	<u>避難のための立退き指示</u>
部	課等	地方支部班	担当業務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
公安部	警備課	警察署班																								
部	課等	地方支部班	担当業務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
公安部	警備課	警察署班	<u>避難のための立退き指示</u>																							

避難所運営について専門性を有したNPO等外部支援者等の協力が得られるよう努める。

○ [略]

(3)、(4) [略]

6、7 [略]

8 広域避難

(1) 県内広域避難

○ [略]

○ [略]

○ [略]

○ [略]

○ [略]

○ [略]

[県本部の担当]

部	課	地方支部班	担当業務
[略]	[略]	[略]	[略]
復興防災部	復興くらし再建課	福祉環境班	協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理

(2) 県外広域避難

○ [略]

○ [略]

○ [略]

○ [略]

○ [略]

○ [略]

[県本部の担当]

部	課	地方支部班	担当業務
[略]	[略]	[略]	[略]
復興防災部	復興くらし再建課	福祉環境班	1 協議元市町村本部長との協議等 2 協議先都道府県知事との協議等 3 内閣総理大臣への報告

(3) 他都道府県からの広域避難受入れ

○ [略]

避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。

○ [略]

(3)、(4) [略]

6、7 [略]

8 広域避難

(1) 県内広域避難

○ [略]

○ [略]

○ [略]

○ [略]

○ [略]

○ [略]

[県本部の担当]

部	課	地方支部班	担当業務
[略]	[略]	[略]	[略]
復興防災部	防災課	二	協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理

(2) 県外広域避難

○ [略]

○ [略]

○ [略]

○ [略]

○ [略]

○ [略]

[県本部の担当]

部	課	地方支部班	担当業務
[略]	[略]	[略]	[略]
復興防災部	防災課	二	1 協議元市町村本部長との協議等 2 協議先都道府県知事との協議等 3 内閣総理大臣への報告

(3) 他都道府県からの広域避難受入れ

○ [略]

- [略]
- [略]
- [略]
- [略]

〔県本部の担当〕

部	課	地方支 部班	担当業務
[略]	[略]	[略]	[略]
復興防 災部	<u>復興く らし再 建課</u>	<u>福祉環 境班</u>	1 協議元市 町村本部長と の協議等 2 協議先都 道府県知事と の協議等 3 内閣総理 大臣への報告

9 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

- [略]
- [略]
- [略]
- [略]
- [略]
- [略]
- [略]

〔県本部の担当〕

部	課	地方支 部班	担当業務
[略]	[略]	[略]	[略]
復興防 災部	<u>復興く らし再 建課</u>	<u>福祉環 境班</u>	1 協議元市町村 本部長との協議 等 2 協議先都道府 県知事との協議 等 3 内閣総理大臣 への報告

(2) 県外広域一時滞在

- [略]
- [略]
- [略]
- [略]
- [略]
- [略]
- [略]

- [略]
- [略]
- [略]
- [略]

〔県本部の担当〕

部	課	地方支 部班	担当業務
[略]	[略]	[略]	[略]
復興防 災部	<u>防災課</u>	二	協議すべき市 町村の決定、 協議先市町村 長との協議等

9 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

- [略]
- [略]
- [略]
- [略]
- [略]
- [略]
- [略]

〔県本部の担当〕

部	課	地方支 部班	担当業務
[略]	[略]	[略]	[略]
復興防 災部	<u>防災課</u>	二	1 協議元市町村 本部長との協議 等 2 協議先都道府 県知事との協議 等 3 内閣総理大臣 への報告

(2) 県外広域一時滞在

- [略]
- [略]
- [略]
- [略]
- [略]
- [略]
- [略]

〔県本部の担当〕

部	課	地方支 部班	担当業務
[略]	[略]	[略]	[略]
復興防 災部	復興く らし再 建課	福祉環 境班	1 協議元市 町村本部長と の協議等 2 協議先都 道府県知事と の協議等 3 内閣総理 大臣への報告

(3) 他都道府県からの広域一時滞在受入れ

- [略]
- [略]
- [略]
- [略]

〔県本部の担当〕

部	課	地方支 部班	担当業務
[略]	[略]	[略]	[略]
復興防 災部	復興く らし再 建課	福祉環 境班	1 協議元市 町村本部長と の協議等 2 協議先都 道府県知事と の協議等 3 内閣総理 大臣への報告

10 住民等に対する情報等の提供体制

- [略]
- [略]
- [略]
- 広域避難等をした者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

〔県本部の担当〕

部	課	地方支 部班	担当業務
[略]	[略]	[略]	[略]
復興防 災部	防災課	二	1 協議元市 町村本部長と の協議等 2 協議先都 道府県知事と の協議等 3 内閣総理 大臣への報告

(3) 他都道府県からの広域一時滞在受入れ

- [略]
- [略]
- [略]
- [略]

〔県本部の担当〕

部	課	地方支 部班	担当業務
[略]	[略]	[略]	[略]
復興防 災部	防災課	二	1 協議元市 町村本部長と の協議等 2 協議先都 道府県知事と の協議等 3 内閣総理 大臣への報告

10 住民等に対する情報等の提供体制

- [略]
- [略]
- [略]
- 広域避難等をした者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
- 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。
- 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

		<p>○ <u>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正 ○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																								
1-3-144	<p style="text-align: center;">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="279 347 853 622"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(公社)岩手県 栄養士会</td> <td>栄養管理活動における栄養士の派遣</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3、4、5、6 [略]</p> <p>第7 災害中長期における医療体制</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 健康管理活動の実施</p> <p>○ 市町村本部長及び県本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の区分により、「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="279 981 853 1346"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>班名</th> <th>健康管理活動班数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>市町村班</td> <td>8班</td> <td>保健師 1名以上</td> </tr> <tr> <td>岩手県</td> <td>保健医療班</td> <td>9班</td> <td>栄養士1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長は、健康管理活動を行うに当たり、必要に応じて日本赤十字社岩手県支部に要請する。</p>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	(公社)岩手県 栄養士会	栄養管理活動における栄養士の派遣	[略]	[略]	医療機関名	班名	健康管理活動班数	編成基準	市町村	市町村班	8班	保健師 1名以上	岩手県	保健医療班	9班	栄養士1名	<p style="text-align: center;">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="890 347 1465 622"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(公社)岩手県 栄養士会</td> <td>栄養・食生活支援活動における管理栄養士(栄養士)の派遣</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3、4、5、6 [略]</p> <p>第7 災害中長期における医療体制</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 健康管理活動の実施</p> <p>○ 市町村本部長及び県本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の区分により、「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="890 981 1465 1346"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>班名</th> <th>健康管理活動班数</th> <th>編成基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>市町村班</td> <td>8班</td> <td>保健師 1名以上</td> </tr> <tr> <td>岩手県</td> <td>保健医療班</td> <td>9班</td> <td>管理栄養士 (栄養士)1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県本部長は、健康管理活動を行うに当たり、必要に応じて日本赤十字社岩手県支部等に要請する。</p>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	(公社)岩手県 栄養士会	栄養・食生活支援活動における管理栄養士(栄養士)の派遣	[略]	[略]	医療機関名	班名	健康管理活動班数	編成基準	市町村	市町村班	8班	保健師 1名以上	岩手県	保健医療班	9班	管理栄養士 (栄養士)1名
実施機関	担当業務																																									
[略]	[略]																																									
(公社)岩手県 栄養士会	栄養管理活動における栄養士の派遣																																									
[略]	[略]																																									
医療機関名	班名	健康管理活動班数	編成基準																																							
市町村	市町村班	8班	保健師 1名以上																																							
岩手県	保健医療班	9班	栄養士1名																																							
実施機関	担当業務																																									
[略]	[略]																																									
(公社)岩手県 栄養士会	栄養・食生活支援活動における管理栄養士(栄養士)の派遣																																									
[略]	[略]																																									
医療機関名	班名	健康管理活動班数	編成基準																																							
市町村	市町村班	8班	保健師 1名以上																																							
岩手県	保健医療班	9班	管理栄養士 (栄養士)1名																																							
修正理由	<p>○ 表現の適正化</p> <p>○ 所要の修正</p>																																									

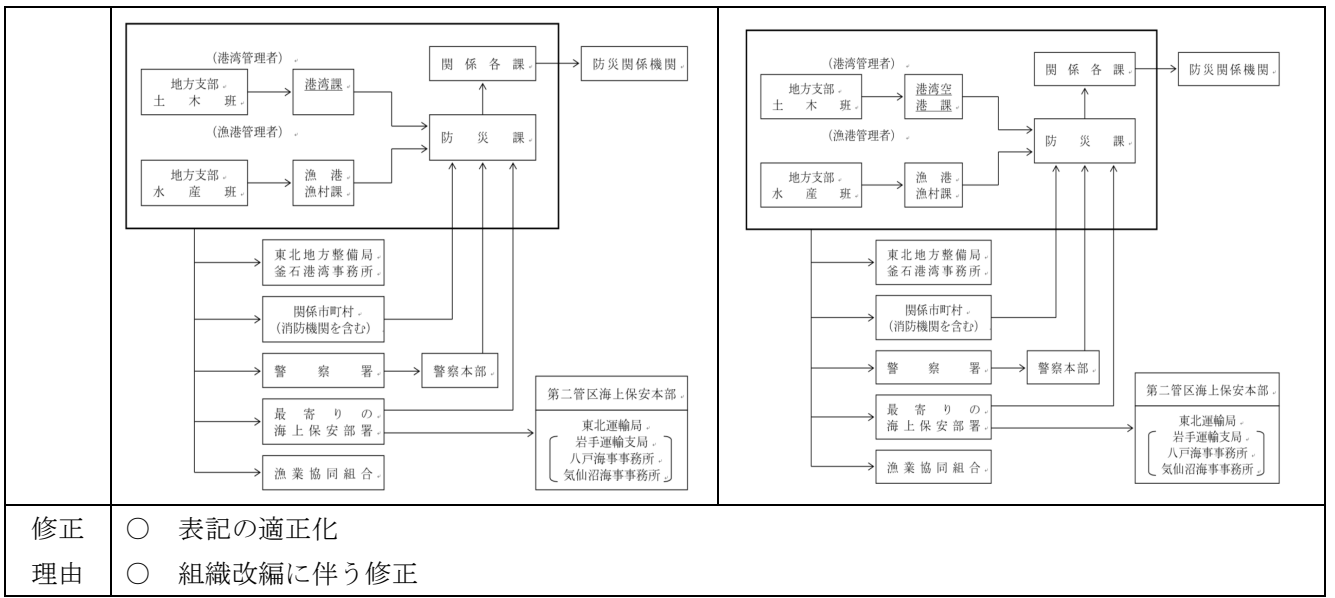
頁	現 計 画	修 正 案																																						
1-3-155	<p align="center">第17節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="279 347 853 622"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊岩手駐屯部隊</td> <td>1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく炊出し</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく炊出し	[略]	[略]	<p align="center">第17節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="890 347 1465 622"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊岩手駐屯部隊</td> <td>1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく給食</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく給食	[略]	[略]																						
実施機関	担当業務																																							
[略]	[略]																																							
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく炊出し																																							
[略]	[略]																																							
実施機関	担当業務																																							
[略]	[略]																																							
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく給食																																							
[略]	[略]																																							
1-3-156	<table border="1" data-bbox="279 672 853 1444"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td>障がい保健福祉課</td> <td>福祉環境班</td> <td>障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 物資の種類</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 食料の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者等に配慮する。なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。</p>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	保健福祉部	障がい保健福祉課	福祉環境班	障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん				[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1" data-bbox="890 672 1465 1444"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td>障がい保健福祉課</td> <td>福祉環境班</td> <td>障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん</td> </tr> <tr> <td>健康国保課</td> <td>総務班</td> <td>要配慮者に対する特殊栄養食品、食物アレルギー対応食品等の調達及びあっせん</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 物資の種類</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 食料の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者、<u>宗教上等の理由により食事制限のある者等</u>に配慮する。なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。</p>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	保健福祉部	障がい保健福祉課	福祉環境班	障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん	健康国保課	総務班	要配慮者に対する特殊栄養食品、食物アレルギー対応食品等の調達及びあっせん	[略]	[略]	[略]	[略]
部	課等	地方支部班	担当業務																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																					
保健福祉部	障がい保健福祉課	福祉環境班	障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																					
部	課等	地方支部班	担当業務																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																					
保健福祉部	障がい保健福祉課	福祉環境班	障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん																																					
	健康国保課	総務班	要配慮者に対する特殊栄養食品、食物アレルギー対応食品等の調達及びあっせん																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																					
修正理由	<p>○ 所要の修正</p> <p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>																																							

頁	現 計 画	修 正 案												
1-3-163	<p>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="272 394 852 622"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長 <u>（救助実施市）</u></td> <td>応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1)、(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 資材の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、<u>救助実施市</u>及び関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。 ○ 県本部長(<u>救助実施市</u>)は、請負業者に手持ち資材がないとき又は調達が困難と認めるときは、資材のあっせん又は調達を行う。 ○ 県本部長(<u>救助実施市</u>)は、大量の建築用木材が必要と認める場合は、被災地最寄りの森林管理署等と協議し、国有林産物の払下げを受けて、調達、確保する。 ○ 県本部長(<u>救助実施市</u>)は、大量の建築資材や、本県の気候特性に応じた建築資材の確保が必要と認める場合は、国土交通省に対してこれらのあっせんに要請する。 	実施機関	担当業務	[略]	[略]	県本部長 <u>（救助実施市）</u>	応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供	<p>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="884 394 1463 622"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1)、(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 資材の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、及び関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。 ○ 県本部長は、請負業者に手持ち資材がないとき又は調達が困難と認めるときは、資材のあっせん又は調達を行う。 ○ 県本部長は、大量の建築用木材が必要と認める場合は、被災地最寄りの森林管理署等と協議し、国有林産物の払下げを受けて、調達、確保する。 ○ 県本部長は、大量の建築資材や、本県の気候特性に応じた建築資材の確保が必要と認める場合は、国土交通省に対してこれらのあっせんに要請する。 	実施機関	担当業務	[略]	[略]	県本部長	応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供
実施機関	担当業務													
[略]	[略]													
県本部長 <u>（救助実施市）</u>	応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供													
実施機関	担当業務													
[略]	[略]													
県本部長	応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供													
修正理由	○ 表記の適正化													

頁	現 計 画	修 正 案																																																		
1-3-173	<p align="center">第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 障害物除去</p> <table border="1" data-bbox="279 439 852 759"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="271 804 852 1395"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県土整備部</td> <td>県土整備企画室 <u>（花巻空港事務所）</u></td> <td align="center">二</td> <td><u>空港関係障害物の除去</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>土木班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>港湾課</td> <td></td> <td>港湾関係障害物の除去</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕	[略]	[略]	[略]	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	県土整備企画室 <u>（花巻空港事務所）</u>	二	<u>空港関係障害物の除去</u>	[略]	土木班	[略]		港湾課		港湾関係障害物の除去	<p align="center">第22節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 障害物除去</p> <table border="1" data-bbox="890 439 1463 759"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="882 804 1463 1395"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県土整備部</td> <td>[略]</td> <td>土木班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>港湾空港課</td> <td></td> <td>1 港湾関係障害物の除去 2 <u>空港関係障害物の除去</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕	[略]	[略]	[略]	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	[略]	土木班	[略]	港湾空港課		1 港湾関係障害物の除去 2 <u>空港関係障害物の除去</u>
実施機関	担当業務																																																			
[略]	[略]																																																			
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕	[略]																																																			
[略]	[略]																																																			
部	課等	地方支部班	担当業務																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]																																																	
県土整備部	県土整備企画室 <u>（花巻空港事務所）</u>	二	<u>空港関係障害物の除去</u>																																																	
	[略]	土木班	[略]																																																	
	港湾課		港湾関係障害物の除去																																																	
実施機関	担当業務																																																			
[略]	[略]																																																			
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕	[略]																																																			
[略]	[略]																																																			
部	課等	地方支部班	担当業務																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]																																																	
県土整備部	[略]	土木班	[略]																																																	
	港湾空港課		1 港湾関係障害物の除去 2 <u>空港関係障害物の除去</u>																																																	
修正理由	<p>○ 表記の適正化</p> <p>○ 組織改編に伴う修正</p>																																																			

頁	現 計 画	修 正 案																				
1-3-186	<p style="text-align: center;">第24節 応急対策要員確保計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 要員の従事命令等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 命令の対象者</p> <table border="1" data-bbox="272 528 817 938"> <thead> <tr> <th>作業区分</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>消防作業</td> <td>火災現場付近にある者</td> </tr> <tr> <td>水防作業</td> <td>区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	作業区分	対象者	[略]	[略]	消防作業	火災現場付近にある者	水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第24節 応急対策要員確保計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 要員の従事命令等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 命令の対象者</p> <table border="1" data-bbox="884 528 1444 938"> <thead> <tr> <th>作業区分</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>消防作業 <u>(従事命令又は協力命令)</u></td> <td>火災現場付近にある者</td> </tr> <tr> <td>水防作業 <u>(従事命令)</u></td> <td>区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	作業区分	対象者	[略]	[略]	消防作業 <u>(従事命令又は協力命令)</u>	火災現場付近にある者	水防作業 <u>(従事命令)</u>	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者	[略]	[略]
作業区分	対象者																					
[略]	[略]																					
消防作業	火災現場付近にある者																					
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者																					
[略]	[略]																					
作業区分	対象者																					
[略]	[略]																					
消防作業 <u>(従事命令又は協力命令)</u>	火災現場付近にある者																					
水防作業 <u>(従事命令)</u>	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者																					
[略]	[略]																					
修正理由	○ 所要の修正																					

頁	現 計 画	修 正 案																																																																								
1-3-198	<p>第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者）</p> <p>(1) 道路施設</p> <table border="1" data-bbox="272 439 804 759"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7) [略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="272 848 852 1440"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(6) 港湾施設</td> <td>県土整備部</td> <td>港湾課</td> <td>土木班</td> <td rowspan="3">各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(8) 空港施設</td> <td>県土整備部</td> <td>県土整備企画室 (花巻空港事務所)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 実施要領</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 港湾施設、漁港施設</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 防災措置の共同実施等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	実施機関	担当区分	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕	[略]	[略]	[略]	区分	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(6) 港湾施設	県土整備部	港湾課	土木班	各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施	[略]	[略]	[略]	[略]	(8) 空港施設	県土整備部	県土整備企画室 (花巻空港事務所)	—	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者）</p> <p>(1) 道路施設</p> <table border="1" data-bbox="884 439 1386 759"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7) [略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="884 848 1463 1440"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(6) 港湾施設</td> <td>県土整備部</td> <td>港湾空港課</td> <td>土木班</td> <td rowspan="3">各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(8) 空港施設</td> <td>県土整備部</td> <td>港湾空港課 (花巻空港事務所)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 実施要領</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 港湾施設、漁港施設</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 防災措置の共同実施等</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	実施機関	担当区分	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕	[略]	[略]	[略]	区分	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(6) 港湾施設	県土整備部	港湾空港課	土木班	各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施	[略]	[略]	[略]	[略]	(8) 空港施設	県土整備部	港湾空港課 (花巻空港事務所)	—	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
実施機関	担当区分																																																																									
[略]	[略]																																																																									
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕	[略]																																																																									
[略]	[略]																																																																									
区分	部	課	地方支部班	担当業務																																																																						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																						
(6) 港湾施設	県土整備部	港湾課	土木班	各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施																																																																						
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																							
(8) 空港施設	県土整備部	県土整備企画室 (花巻空港事務所)	—																																																																							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																						
実施機関	担当区分																																																																									
[略]	[略]																																																																									
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕	[略]																																																																									
[略]	[略]																																																																									
区分	部	課	地方支部班	担当業務																																																																						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																						
(6) 港湾施設	県土整備部	港湾空港課	土木班	各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施																																																																						
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																							
(8) 空港施設	県土整備部	港湾空港課 (花巻空港事務所)	—																																																																							
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																						



頁	現 計 画	修 正 案																																								
1-3- 206	<p align="center">第28節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 上下水道施設 [略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="284 528 855 938"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県土整備部</td> <td rowspan="2">下水環境課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>北上川上流流域下水道事務所班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 電気通信施設</p> <table border="1" data-bbox="284 1028 868 1480"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株）</td> <td>1 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 2 被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当] [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 電力施設</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 対策要員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 非常災害対策要員は、次により迅速に行動する。 <p>①、② [略]</p> <p>③ 非常体制の伝令がなされたと判断される場合においては、自主出動し、非</p>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	下水環境課	[略]	[略]	北上川上流流域下水道事務所班	[略]	実施機関	担当業務	[略]	[略]	東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株）	1 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 2 被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施	<p align="center">第28節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 上下水道施設 [略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="895 528 1466 938"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県土整備部</td> <td rowspan="2">下水環境課 (北上川上流流域下水道事務所)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 電気通信施設</p> <table border="1" data-bbox="895 1028 1479 1480"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株） 楽天モバイル（株）</td> <td>1 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 2 被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当] [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 電力施設</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 対策要員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 非常災害対策要員は、次により迅速に行動する。 <p>①、② [略]</p> <p>③ 非常体制の発令がなされたと判断される場合においては、自主出動し、</p>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	下水環境課 (北上川上流流域下水道事務所)	[略]	[略]		[略]	実施機関	担当業務	[略]	[略]	東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株） 楽天モバイル（株）	1 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 2 被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
	部	課等	地方支部班	担当業務																																						
[略]	[略]	[略]	[略]																																							
県土整備部	下水環境課	[略]	[略]																																							
		北上川上流流域下水道事務所班	[略]																																							
実施機関	担当業務																																									
[略]	[略]																																									
東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株）	1 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 2 被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施																																									
部	課等	地方支部班	担当業務																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																							
県土整備部	下水環境課 (北上川上流流域下水道事務所)	[略]	[略]																																							
			[略]																																							
実施機関	担当業務																																									
[略]	[略]																																									
東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） （株）NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株） 楽天モバイル（株）	1 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 2 被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施																																									

	常災害対策活動に従事する。	非常災害対策活動に従事する。
修正理由	<input type="radio"/> 防災会議条例改正による修正 <input type="radio"/> 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																
1-3-221	<p style="text-align: center;">第30節 海上災害応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="287 436 861 660"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>港湾課</td> <td>土木班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	港湾課	土木班	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第30節 海上災害応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="893 436 1460 660"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>港湾空港課</td> <td>土木班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	港湾空港課	土木班	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
部	課等	地方支部班	担当業務																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
県土整備部	港湾課	土木班	[略]																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
部	課等	地方支部班	担当業務																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
県土整備部	港湾空港課	土木班	[略]																															
[略]	[略]	[略]	[略]																															
修正理由	○ 組織改編に伴う修正																																	

頁	現 計 画	修 正 案																																				
1-3-226	<p style="text-align: center;">第31節 林野火災応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="287 436 861 795"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県土整備部</td> <td>県土整備企画室（花巻空港事務所）</td> <td rowspan="2">土木班</td> <td>花巻空港の利用の調整</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	県土整備企画室（花巻空港事務所）	土木班	花巻空港の利用の調整	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第31節 林野火災応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略] 〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="893 436 1460 795"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県土整備部</td> <td>港湾空港課（花巻空港事務所）</td> <td rowspan="2">土木班</td> <td>花巻空港の利用の調整</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	港湾空港課（花巻空港事務所）	土木班	花巻空港の利用の調整	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
部	課等	地方支 部班	担当業務																																			
[略]	[略]	[略]	[略]																																			
県土整備部	県土整備企画室（花巻空港事務所）	土木班	花巻空港の利用の調整																																			
	[略]		[略]																																			
[略]	[略]	[略]	[略]																																			
部	課等	地方支 部班	担当業務																																			
[略]	[略]	[略]	[略]																																			
県土整備部	港湾空港課（花巻空港事務所）	土木班	花巻空港の利用の調整																																			
	[略]		[略]																																			
[略]	[略]	[略]	[略]																																			
修正理由	○ 組織改編に伴う修正																																					

頁	現 計 画	修 正 案																											
<p>1-3-233</p> <p>1-3-234</p>	<p align="center">第32節 防災ヘリコプター等活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 実施要領</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 活動内容</p> <p>○ 防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="288 573 861 1025"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>救急活動</td> <td> ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合 </td> </tr> </table> <p>(4) 応援要請</p> <p>○ 市町村本部長等は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、<u>後日</u>、文書を提出する。</p> <p>(5) 受入体制</p> <p>○ 応援を要請した市町村本部長等は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。</p> <table border="1" data-bbox="288 1473 861 1744"> <tr> <td>ア 離着陸場所の確保及び安全対策</td> </tr> <tr> <td>イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配</td> </tr> <tr> <td>ウ <u>林野火災における空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保</u></td> </tr> <tr> <td>エ その他必要な事項</td> </tr> </table> <p>第2 大規模災害時におけるヘリコプター等の運用調整</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関</p> <table border="1" data-bbox="300 1971 850 2105"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県本部長</td> <td>1 ヘリコプター等の運航</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>2 ヘリコプター等の運用</td> </tr> </tbody> </table>	[略]	[略]	救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合	ア 離着陸場所の確保及び安全対策	イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配	ウ <u>林野火災における空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保</u>	エ その他必要な事項	実施機関	担当業務の内容	県本部長	1 ヘリコプター等の運航	[略]	2 ヘリコプター等の運用	<p align="center">第32節 防災ヘリコプター等活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 実施要領</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 活動内容</p> <p>○ 防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="887 573 1460 1025"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>救急活動</td> <td> ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、<u>資機材</u>等の搬送 エ <u>臓器搬送</u> オ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合 </td> </tr> </table> <p>(4) 応援要請</p> <p>○ 市町村本部長等は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、<u>文書</u>を提出する。</p> <p>(5) 受入体制</p> <p>○ 応援を要請した市町村本部長等は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。</p> <table border="1" data-bbox="887 1473 1460 1744"> <tr> <td>ア 離着陸場所の確保及び安全対策</td> </tr> <tr> <td>イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配</td> </tr> <tr> <td>ウ その他必要な事項</td> </tr> </table> <p>第2 大規模災害時におけるヘリコプター等の運用調整</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関</p> <table border="1" data-bbox="887 1971 1460 2105"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>1 ヘリコプター等の運航</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>2 ヘリコプター等の運用</td> </tr> </tbody> </table>	[略]	[略]	救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、 <u>資機材</u> 等の搬送 エ <u>臓器搬送</u> オ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合	ア 離着陸場所の確保及び安全対策	イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配	ウ その他必要な事項	実施機関	担当業務の内容	県	1 ヘリコプター等の運航	[略]	2 ヘリコプター等の運用
[略]	[略]																												
救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合																												
ア 離着陸場所の確保及び安全対策																													
イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配																													
ウ <u>林野火災における空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保</u>																													
エ その他必要な事項																													
実施機関	担当業務の内容																												
県本部長	1 ヘリコプター等の運航																												
[略]	2 ヘリコプター等の運用																												
[略]	[略]																												
救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、 <u>資機材</u> 等の搬送 エ <u>臓器搬送</u> オ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合																												
ア 離着陸場所の確保及び安全対策																													
イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配																													
ウ その他必要な事項																													
実施機関	担当業務の内容																												
県	1 ヘリコプター等の運航																												
[略]	2 ヘリコプター等の運用																												

		調整				調整	
[県本部の担当]				[県本部の担当]			
部	課等	地方支 部班	担当業務	部	課等	地方支 部班	担当業務
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
県土整 備部	県土整備企 画室 (花巻空港 事務所)	—	花巻空港 における ヘリコプ ター等の 受入れに 関する協 力	県土整 備部	港湾空港課 (花巻空港事 務所)	—	花巻空港 における ヘリコプ ター等の 受入れに 関する協 力
3 実施要領				3 実施要領			
(1)、(2) [略]				(1)、(2) [略]			
(3) 活動内容				(3) 活動内容			
○ [略]				○ [略]			
○ ヘリ運用調整班は、次の任務を行うものとする。				○ ヘリ運用調整班は、次の任務を行うものとする。			
<p>ア、イ、ウ、エ、オ [略]</p> <p>カ ヘリコプター等の安全運航を確立するための次の事項について調整</p> <p>① 安全運航確保のための航空情報（ノータム）</p> <p>② 参画機関の飛行計画及び災害応急対策活動</p> <p>③ 使用航空波</p> <p>④ 使用飛行場外離着陸場</p> <p>⑤ 他機関のヘリ（ドクターヘリ、報道ヘリコプター等）の活動把握</p> <p>⑥ その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項</p> <p>キ その他必要な事項</p>				<p>ア、イ、ウ、エ、オ [略]</p> <p>カ ヘリコプター等の安全運航を確立するための次の事項について調整</p> <p>① 安全運航確保のための航空情報（ノータム）</p> <p>② 参画機関の飛行計画及び災害応急対策活動</p> <p>③ 使用航空波</p> <p>④ 使用飛行場外離着陸場</p> <p>⑤ 他機関のヘリ（ドクターヘリ、報道ヘリコプター等）の活動把握</p> <p>⑥ 国土交通省への緊急用務空域の指定 依頼</p> <p>⑦ 緊急用務空域が指定された際の、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整</p> <p>⑧ その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項</p> <p>キ その他必要な事項</p>			
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正 ○ 所要の修正 ○ 組織改編に伴う修正						

頁	現 計 画	修 正 案																																										
1-4-4	<p style="text-align: center;">第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1、2、3 [略]</p> <p>4 災害弔慰金等の支給</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県は、小災害見舞金交付内規（資料編5-6）に基づき、見舞金を交付する。</p> <table border="1" data-bbox="272 573 852 1928"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">資金名</th> <th rowspan="2">支給対象</th> <th colspan="2">支給額</th> </tr> <tr> <th>生計維持者</th> <th>その他の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小災害見舞金</td> <td>り災見舞金</td> <td>災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によるり災者に見舞金を支給し、又は</td> <td colspan="2">災害救助法施行細則第6条別表第2の3の(3)に掲げる季別及び世帯区分による金額に滅失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額。</td> </tr> <tr> <td>救助見舞金</td> <td>り災住民の救助を行った市町村</td> <td colspan="2">災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類（同条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の救助について、同法第2条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。</td> </tr> </tbody> </table>	資金名		支給対象	支給額		生計維持者	その他の者	[略]		[略]	[略]	[略]	小災害見舞金	り災見舞金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によるり災者に見舞金を支給し、又は	災害救助法施行細則第6条別表第2の3の(3)に掲げる季別及び世帯区分による金額に滅失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額。		救助見舞金	り災住民の救助を行った市町村	災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類（同条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の救助について、同法第2条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。		<p style="text-align: center;">第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1、2、3 [略]</p> <p>4 災害弔慰金等の支給</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県は、小災害見舞金交付内規（資料編5-6）に基づき、見舞金を交付する。</p> <table border="1" data-bbox="884 573 1463 1928"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">資金名</th> <th rowspan="2">支給対象</th> <th colspan="2">支給額</th> </tr> <tr> <th>生計維持者</th> <th>その他の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小災害見舞金</td> <td>り災見舞金</td> <td>災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によるり災者に見舞金を支給し、又は</td> <td colspan="2">災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）第4条第3号に掲げる季別及び世帯区分による金額に滅失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額。</td> </tr> <tr> <td>救助見舞金</td> <td>り災住民の救助を行った市町村</td> <td colspan="2">災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類（同条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の救助について、同法第2条第1項に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。</td> </tr> </tbody> </table>	資金名		支給対象	支給額		生計維持者	その他の者	[略]		[略]	[略]	[略]	小災害見舞金	り災見舞金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によるり災者に見舞金を支給し、又は	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）第4条第3号に掲げる季別及び世帯区分による金額に滅失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額。		救助見舞金	り災住民の救助を行った市町村	災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類（同条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の救助について、同法第2条第1項に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。	
資金名					支給対象	支給額																																						
		生計維持者	その他の者																																									
[略]		[略]	[略]	[略]																																								
小災害見舞金	り災見舞金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によるり災者に見舞金を支給し、又は	災害救助法施行細則第6条別表第2の3の(3)に掲げる季別及び世帯区分による金額に滅失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額。																																									
	救助見舞金	り災住民の救助を行った市町村	災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類（同条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の救助について、同法第2条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。																																									
資金名		支給対象	支給額																																									
			生計維持者	その他の者																																								
[略]		[略]	[略]	[略]																																								
小災害見舞金	り災見舞金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によるり災者に見舞金を支給し、又は	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）第4条第3号に掲げる季別及び世帯区分による金額に滅失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額。																																									
	救助見舞金	り災住民の救助を行った市町村	災害救助法が適用される災害に係る同法第4条第1項に規定する救助の種類（同条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の救助について、同法第2条第1項に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。																																									
修正理由	○ 所要の修正																																											